総務文教委員会

令和元年 9 月 10 日 (火) 10 時 00 分~ 時 分 全員協議会室

(委 員) 野藤委員長、小川副委員長

沖田委員、西川委員、永見委員、佐々木委員、道下委員、西田委員 (総務文教委員会 所管管理職)

近重副市長

[市長公室] 佐々木市長公室長

[総務部]砂川総務部長、山根総務課長、馬場防災安全課長、西川人事課長、 西谷行財政改革推進課長、草刈財政課長、有福契約管理課長

〔地域政策部〕岡田地域政策部長、岡橋政策企画課長、邉まちづくり推進課長 平岡人権同和教育啓発センター所長(人権同和教育室長) 宮崎関連施設支援室長

[金城支所] 吉永支所長、原田金城支所防災自治課長(金城分室長) [旭 支 所] 塚田支所長、佐々尾旭支所防災自治課長(旭分室長)

[弥栄支所] 岩田支所長、三浦弥栄支所防災自治課長(弥栄分室長)

〔三隅支所〕 田城支所長、小松三隅支所防災自治課長(三隅分室長)

[教育委員会] 石本教育長、河上教育部長、前木教育部参事、湯浅教育総務課長(教育施設 再編推進室長)、河上教育総務課副参事、市原学校教育課長

村瀧学校教育課副参事、牛尾学力向上推進室長、村木生涯学習課長外浦文化振興課長

〔選挙管理委員会〕森下選挙管理委員会事務局長

〔監査委員・公平委員会〕原田監査委員事務局長(公平委員会上席職員)

〔消防本部〕 中村消防長、琴野総務課長、尾崎予防課長、本田警防課長 齋藤通信指令課長、田中浜田消防署長、田中東部消防署長 森下西部消防署長

(事務局) 篠原書記

議題

- 1議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 2 議案第 56 号 浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の制定について
- 3議案第57号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第 61 号 浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例について
- 5同意第3号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 6 同意第 4 号 浜田市公平委員会委員の選任について
- 7 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 8 陳情審査
 - (1) 陳情第 112 号 島根県立浜田高等技術校の跡地利用に関する陳情について
 - (2) 陳情第 113 号 スキー事故の第三者委員会の設置等を求める陳情につ いて
 - (3) 陳情第 114 号 SNS について各課職員が閲覧できることを求める陳情 について
 - (4) 陳情第 115 号 職員の祭参加の取扱の検討を求める陳情について

- (5) 陳情第 116 号 指定管理の選考委員を公表することを求める陳情について
- (6) 陳情第 117 号 シングルペアレントの対象者の業種等の精査・ルール作成 を求める陳情について
- 9 執行部からの報告事項
 - (1) 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略の延長及び総合振興計画、定住自立圏共生ビジョン、総合戦略の進捗管理について
 - (2) 公立幼稚園の保育料無償化について
 - (3) 給食の異物混入にかかる原因について
 - (4) 令和元年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について
 - (5) サン・ビレッジ浜田アイススケート場の開始時期について
 - (6)公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の「中期経営計画(2019年度~2024 年度)」について
 - (7) 浜田城資料館の開館日及び開館式について
 - (8) (仮称)浜田歴史資料館検討会の検討結果報告について
 - (9) その他
- 10 所管事務調査について
 - (1) スキー事故に係る対応状況について
 - (2) 中学校部活動の外部指導員の現状と方向性について
- 11 政策討論会テーマの提案内容の見直しについて
- 12 その他

令和元年9月浜田市議会定例会議 条例議案新旧対照表

(総務文教委員会)

新旧対照表の見方

- 1 最上部に一部改正する条例の名称及び条例番号を表記しています。
- 2 新旧対照表の表記は、次のとおりです。
 - (1) 左欄の「現行」が改正前、右欄の「改正後(案)」が改正後の内容
 - (2) 改正のある条のみ表記
 - (3) 改正のある条の中の改正のない項及び号は「〔略〕」で表記
 - (4) 変更のある箇所を下線で表記

〔新旧対照表例〕

浜田市●●●条例(平成●●年浜田市条例第●●号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(見出し)	(見出し)
第●条 市長は、○○○○○○○、 <u>●●●●</u>とする。2 [略]	第●条 市長は、○○○○○○、 <u>▲▲▲▲</u> とする。 2 [略]

目 次

議案第53号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整 … 1ページ 備に関する条例の制定について … 20ページ 議案第57号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について … 20ページ icついて

【第1条関係】浜田市行政連絡員条例(平成17年浜田市条例第23号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
_(身分)	(報償費及び実費弁償)
第4条 行政連絡員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条	第4条 行政連絡員には、予算に定める額の報償費及び浜田市参考人
第3項第3号に定める職員とする。	等の実費弁償に関する条例(平成28年浜田市条例第14号)第2条第2
	項の規定の例による費用弁償に相当する額の実費弁償を支給する。
(報酬)	〔削る〕
第5条 行政連絡員の報酬は、浜田市特別職の職員で非常勤のものの	〔削る〕
報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)に定	
<u>めるところによる。</u>	
(服務)	(服務)
第6条 〔略〕	第5条 〔略〕
(その他)	(その他)
第7条 〔略〕	第6条 〔略〕

【第2条関係】浜田市職員定数条例(平成17年浜田市条例第36号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)	
(職員の定義)	(職員の定義)	
第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理	第1条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理	
委員会、監査委員、農業委員会、消防本部及び水道事業の各機関に	委員会、監査委員、農業委員会、消防本部及び水道事業の各機関に	
常時勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項の規	常時勤務する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項の規	
定による一般職に属する地方公務員(臨時的に 雇用される者	定による一般職に属する地方公務員(臨時的に 任用される職員(臨	
を除	時の職に関する場合において臨時的に任用される職に限る。) を除	
く。)をいう。	く。)をいう。	

【第3条関係】浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関す る法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及 び第2項、第4条 、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並 びに地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第24条第5項の規定に基 づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の 給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 「新設] 「新設) [新設] 「新設)

[新設]

改正後(案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
 - (1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定によ

〔新設〕

〔新設〕

(任期の特例)

第4条 法第6条第2項の条例で定める場合は、**前条第1項第1号**に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員

現行

_の任期を延長することが**必要な場合で同条**

__の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。 (任期の更新)

第5条 任命権者は、**第2条又は第3条** の規定により任期を定めて 採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の 同意を得なければならない。

第6条 〔略〕

職員給与条例等の適用除外等)

第7条 〔略〕

2 • 3 〔略〕

〔新設〕

[新設]

改正後 (案)

る承認

- (2) 浜田市市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年浜田市条例第45号。以下「勤務時間条例」という。)第16条の規定による介護休暇の承認
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110 号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延長された場合その他やむを得ない事情により同条の規定により任期を定めて採用された職員又は前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。(任期の更新)

第6条 任命権者は、**第2条から第4条まで**の規定により任期を定めて 採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の 同意を得なければならない。

第7条 〔略〕

(特定任期付職員における職員給与条例等の適用除外等)

第8条 〔略〕

2 · 3 〔略〕

(任期付短時間勤務職員の給料月額)

第9条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者 に適用される職員給与条例別表第1又は別表第2の給料表に掲げる給 料月額に、勤務時間条例第2条第5項の規定により定められたその者

現行	改正後(案)
	の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じ
	<u>て得た額とする。</u>
〔新設〕	(任期付短時間職員における職員給与条例の適用除外等)
〔新設〕	第10条 職員給与条例第12条、第13条及び第17条の規定は、任期付短
	時間勤務職員には適用しない。
〔新設〕	2 任期付短時間勤務職員に対する職員給与条例第18条第2項第2号及
	び第21条第2項の規定の適用については、職員給与条例第18条第2項
	第2号中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務
	職員又は任期付短時間勤務職員(浜田市一般職の任期付職員の採用
	等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)第9条に規定する任
	期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。)」と、職員給与条例第21
	条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤
	務職員又は任期付短時間勤務職員」とする。
(委任)	(委任)
第8条 〔略〕	第11条 〔略〕

【第4条関係】公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成17年浜田市条例第37号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)	
(職員の派遣)	(職員の派遣)	
第2条 〔略〕	第2条 〔略〕	
2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とす	
る。	る。	
(1) • (2) 〔略〕	(1) • (2) 〔略〕	
(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条第1項 に規定す	(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条 に規定す	
る条件付採用となっている職員	る条件付採用となっている職員	
(4) • (5) 〔略〕	(4) • (5) 〔略〕	
3 [略]	3 〔略〕	

【第5条関係】浜田市職員の分限の手続及び効果に関する条例(平成17年浜田市条例第38号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(休職の効果)	(休職の効果)
第3条 〔略〕	第3条 〔略〕
2 • 3 〔略〕	2 • 3 〔略〕
〔新設〕	4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規
	定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるの
	は、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範
	<u>囲内」とする。</u>

【第6条関係】浜田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(平成17年浜田市条例第42号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、1日以上6月以下給料	第3条 減給は、1日以上6月以下給料 及びこれに対する地域手当の合
	計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、浜田市会
	計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年浜田市
	条例第 号)第17条第1項から第3項までの規定(同条中「給与条
	例第11条、第14条及び第16条」とあるのは、「給与条例第14条及び
の10分	第16条」と読み替える。)により計算して得た報酬の額)」 の10分
の1以下を減ずるものとする。	の1以下を減ずるものとする。

【第7条関係】浜田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年浜田市条例第45号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行

第2条 〔略〕

(1週間の勤務時間)

2~4 「略〕

「新設)

「略〕

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をい う。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職 員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれ らの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設け るものとし、再任用短時間勤務職員**及び育児短時間勤務に伴う短時** 間勒務職員 については日曜日及び土曜日に 加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることが できる。
- 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤 務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務 等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割 り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う については1週間ごとの期 短時間勤務職員 間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割

改正後 (案)

(1週間の勤務時間)

第2条 「略〕

「略〕 $2 \sim 4$

- 5 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田 市条例第40号) 第4条の規定により任期を定めて採用された職員 (以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項 の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につ き1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。
- 「略〕

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をい う。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職 員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれ らの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設け るものとし、再任用短時間勤務職員**、育児短時間勤務に伴う短時間 勤務職員及び任期付短時間勤務職員**については日曜日及び土曜日に 加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることが できる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7 時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤 務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務 等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲で勤務時間を割 り振るものとし、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短 時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については1週間ごとの期 間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割

現行

り振るものとする。

第4条 〔略〕

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員**及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員** にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員**及び育児短時間勤務に伴う短時**間勤務職員

日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

- 第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員**及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員** にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2) • (3) 「略〕

改正後(案)

り振るものとする。

第4条 〔略〕

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては8日以上の週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性その他の事由(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

(年次有給休暇)

- 第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び任期付短時間職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)
 - (2) (3) 「略〕

現行

2•3 [略]

(非常勤職員 の勤務時間、休暇等)

第19条 <u>非常勤職員(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員</u> <u>及び育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員を除く。)</u>の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、市長の承認を得て、任命権者が定める。

(臨時的任用職員の休暇)

第20条 臨時的任用職員の休暇については、この条例の規定にかかわらず、規則で定める基準に従い、市長の承認を得て、任命権者が定める。

改正後 (案)

2 • 3 [略]

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第19条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

の勤務時間、

休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、市長の承認を得て、任命権者が定める。

〔削る〕

[削る]

(下線部分が改正箇所)

現行

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

- 第7条 浜田市職員の給与の支給に関する条例(平成17年浜田市条例第57号)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前**6箇月**以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 浜田市職員の給与の支給に関する条例第26条第1項に規定するそれ ぞれの基準日に育児休業をしている職員

のうち、基準日以前6

箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員 が職務に

復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をしている職員についての浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第15条の2 育児短時間勤務をしている職員についての浜田市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)の 規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表 改正後 (案)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

- 第7条 浜田市職員の給与の支給に関する条例(平成17年浜田市条例第57号)第26条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月 以内の期間において勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 浜田市職員の給与の支給に関する条例第26条第1項に規定するそれ ぞれの基準日に育児休業をしている職員 (地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下 「会計年度任用職員」という。)を除く。) のうち、基準日以前6 月 以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日 に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員 (会計年度任用職員を除く。) が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(育児短時間勤務をしている職員についての浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第15条の2 育児短時間勤務をしている職員についての浜田市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例(平成27年浜田市条例第40号)の 規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表

	現行		現行		
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第6条第2項	決定する	決ののじの関係45号の とはに る 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名 名	第7条第2項	決定する	決ののじの関系を もりには、に職等17年 とは、に職等17年 とは、に職等ののでの関系を を もののでの関系を ののでの関系を ののでの関系を のののでの関系を のののでの関系を のののでの関系を のののでの関系を のののでの関系を のののでの関系を のののでの ののでの ののでの ののでの のので のので のので のので の
第6条第3項	当該副市長の給料月 額)	当該副市長の給料月 額)に算出率を乗じて 得た額	第7条第3項	当該副市長の給料月 額)	当該副市長の給料月額)に算出率を乗じて得た額

【第9条関係】浜田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年浜田市条例第51号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)	
(任命権者の報告)	(任命権者の報告)	
第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度におけ	第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、市長に対し、前年度におけ	
る職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第	る職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第	
28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 及び同法第22	
を除く。)を除く。以下同じ。)に	条の2第1項第2号に掲げる職員 を除く。)を除く。以下同じ。)に	
係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。	係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。	
$(1) \sim (12)$ [略]	(1)~(12) 〔略〕	

【第10条関係】浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行		改正後(案)		
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)		
区分	報酬額	区分	報酬額	
〔略〕		〔略〕	〔略〕	
浜田市男女共同参画推進委員会委員	〃 6,000円	浜田市男女共同参画推進委員会委員	″ 6,000円	
<u>浜田市交通指導員</u>	月額 5,600円	〔削る〕		
浜田市特別職報酬等審議会委員	日額 6,000円	浜田市特別職報酬等審議会委員	<u>″</u> 6,000円	
〔略〕		〔略〕		
浜田市土地区画整理評価員	" 6,000円	浜田市土地区画整理評価員	″ 6,000円	
<u>浜田市住宅委員</u>	<u>" 6,000円</u>	〔削る〕		
浜田市空家等対策協議会委員	″ 6,000円	浜田市空家等対策協議会委員	″ 6,000円	
〔略〕		〔略〕		

【第11条関係】浜田市職員の給与の支給に関する条例(平成17年浜田市条例第57号)新旧対照表 (下海)

(下線部分が改正箇所)

現行

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当(月を単位として支給するものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に**祝日法による休日等**の日数を乗じた時間を減じたも

ので除して得た額とする。

(非常勤職員等の給与)

第35条 常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。)及び 臨時的任用に係る職員の給与は、第2条から前条までの規定にかか わらず、任命権者が他の職員の給与との権衡を考慮して予算の範囲 内で定める。 改正後(案)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第31条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに特殊勤務手当(月を単位として支給するものに限る。)の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから1日の勤務時間に**勤務時間条例第10条に規定する休日**の日数を乗じた時間を減じたもので除して得た額とする。

(会計年度任用職員の給与)

第35条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

【第12条関係】浜田市職員のうち単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成17年浜田市条例第58号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後 (案)
元11	以止後(朱)
(非常勤職員等の給与)_	(会計年度任用職員の給与)
第3条 常勤を要しない技能労務職員及び臨時的任用に係る職員の給	第3条 技能労務職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定す
与は、前条の規定にかかわらず、任命権者が他の職員の給与との権	る会計年度任用職員の給与の種類及び基準については、前条の規定
衡を考慮して予算の範囲内で定める。	にかかわらず、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関す
	る条例(令和元年浜田市条例第 号)の規定を準用する。

【第13条関係】浜田市職員等の旅費に関する条例(平成17年浜田市条例第61号)新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

現行

改正後 (案)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規 定により、公務のため旅行する常勤の特別職の職員及び一般職の職 員

_____(以下_____「職員」という。)並びに職員以外の者に対し支給する旅費に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 遺族 市町村職員の退職手当に関する条例(平成4年島根県市町村総合事務組合条例第15号) **第13条に規定するもの**をいう。

(遺族の旅費)

第24条 〔略〕

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、市町村職員の退職手当に関する条例**第13条第2項に規定する順序**とする。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定により、公務のため旅行する常勤の特別職の職員及び一般職の職員 (地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。) (以下これらを「職員」という。)並びに職員以外の者に対し支給する旅費に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) (2) [略]
 - (3) 遺族 市町村職員の退職手当に関する条例(平成4年島根県市町村総合事務組合条例第15号) **第2条の2第1項に規定する遺族**をいう。

(遺族の旅費)

第24条 [略]

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族の順位は、市町村職員の退職手当に関する条例**第2条の2第2項に規定する順位**とする。

【第14条関係】浜田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年浜田市条例第263号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(非常勤職員の給与)	(会計年度任用職員の給与)
第17条 職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、	第17条 職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年
予算の範囲内で給与を支給する。	度任用職員の給与の種類及び基準については、この条例の規定にか
	かわらず、浜田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条
	例(令和元年浜田市条例第 号)の規定を準用する。

浜田市立幼稚園条例(平成17年浜田市条例第91号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、浜田市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の設	第1条 この条例は、浜田市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の設
置及び管理について	置及び管理について <u>必要な事項を</u> 定めるものとする。
<u>(保育料)</u>	<u>(保育料)</u>
第4条 幼稚園に入園する園児の保護者は、子ども・子育て支援法	第4条 幼稚園の保育料は、無料とする。
(平成24年法律第65号) 第27条第3項第1号又は第28条第2項第3号に	
規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲	
内で市長が別に定める額の保育料を納付しなければならない。	
(保育料の減免)	〔削る〕
第5条 病気その他の事故による欠席が全月に及ぶときは、その月分	〔削る〕
の保育料を徴収しない。	
2 市長は、必要と認めるときは、前条に定める保育料を減額し、又	〔削る〕
<u>は免除することができる。</u>	
(保育料の納期等)_	〔削る〕
第6条 保育料は、毎月末日までに徴収する。ただし、前納しても差	〔削る〕
<u>し支えない。</u>	
<u>(保育料の不返還)</u> 	[削る]
第7条 既納の保育料は、返還しない。	〔削る〕
(登園禁止)	[削る]
第8条 保育料滞納中は、園児を登園させない。	〔削る〕
(その他)	(その他)
第9条 〔略〕	第5条 〔略〕

浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年浜田市条例第257号)新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後(案)				
(欠格条項)	(欠格条項)				
第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができな	第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができな				
٧٠°	٧٠°				
(1) 成年被後見人又は被保佐人	〔削る〕				
<u>(2)</u> 〔略〕	<u>(1)</u> 〔略〕				
(3) 第6条の規定により <u>免職</u> の処分を受け、当該処分の日から	<u>(2)</u> 第6条の規定により <u>懲戒免職</u> の処分を受け、当該処分の日から				
2年を経過しない者	2年を経過しない者				
<u>(4)</u> 〔略〕	<u>(3)</u> 〔略〕				
(分限)	(分限)				
第5条 〔略〕	第5条 〔略〕				
2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、身分を失	2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、身分を失				
う。	う。				
(1) <u>前条第3号</u> を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。	(1) 前条第2号 を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。				
(2) 〔略〕	(2) 〔略〕				

公立幼稚園の保育料無償化について

国において、子ども子育て支援法の改正法が成立し、令和元年 10 月 1 日から保育料の無償化(幼児教育の無償化)が行われます。

浜田市においても、国と同様の基準で保育料の無償化を行います。

1 公立幼稚園の保育料無償化の概要について

- (1) これまで市へ納入していた保育料が無料となります。無償化のための手続きは不要です。
- (2) 日用品、文房具、行事参加費、PTA会費などは無償化の対象外です。
- (3) 父母の就労などを理由に保育認定を受けた場合(保育所に入園する要件が整っている場合)は、公立幼稚園の利用と併せて別に利用する「認可外保育施設、一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業」に係る利用料が、月額 11,300 円を上限に無料となります。
- (4) (3) の場合は、利用の際に、一旦施設に利用料を支払っていただき、 その後市に申請していただくことで、支払っていただいた利用料をお 返しする流れとなります。

2 無償化の対象となる保育料について

今年度の無償化の対象となる令和元年 10 月から令和 2 年 3 月までの半年 分の保育料は 2,147,580 円(見込み)です。

※ 園児数 72 人 (8 月 1 日現在)

3 無償化に係る国の財政措置について

令和元年度は、無償化の対象となる保育料が全額「子ども・子育て支援 臨時交付金」で措置される予定です。

令和2年度以降は、地方交付税での措置となりますが、詳細は示されて おりません。

令和元年 9 月 10 日 総務文教委員会資料 教育委員会教育総務課

給食の異物混入にかかる原因について

令和元年8月30日(金)第二中学校の給食に混入していた異物(青いプラスチック片)について、原因が判明しましたのでご報告します。

【調査状況】

調理を行った浜田学校給食センターの調理場内の点検では、プラスチック片と 一致するものはないため、給食会から納入業者へ該当するものがないか照合を 依頼した。

納入業者が現物を持ち帰り照合したところ、「自社工場内で使用しているプラスチックコンテナの破片の一部であることを確認した」と報告を受けた。

(報告日:令和元年9月3日(火))

【原因について】

- 1 当日使用食品国産豚モモ肉スライス (バラ凍結・5.0kg×10袋 合計 50kg)
- 2 発生原因

当日使用した肉の加工作業の工程

- (1) 冷凍豚モモ肉のブロックから、スライスしコマ切れにカットした加工肉をバラ凍結加工のためビニールシートを広げた青いプラスチックコンテナに一時的に入れる。
- (2) その後、5 k g の袋詰め作業の中で、プラスチックコンテナの破損部が混入し、冷凍庫にて冷凍保管されたものと考えられる。



食品納入業者の工場内で使用している プラスチックコンテナ

【再発防止策について】

給食調理を委託している公益財団法人 浜田市学校給食会に対し、次のことに ついて指導する。

- 1 食材納入業者が同様のプラスチックコンテナを使用する場合、欠損部があるコンテナは使用しないこと、作業中のチェック体制を強化するよう注意 喚起を行うこと。
- 2 センターでの検品時や調理作業中の目視確認の再徹底を行うこと。

令和元年度全国学力・学習状況調査結果(概要)について

浜田市教育委員会

1 調査の概要

- (1)調查実施日 平成31年4月18日(木)
- (2) 調査の対象
 - 国・公・私立学校小学校6年生(特別支援学校含む) 全児童
 - 国・公・私立学校中学校3年生(特別支援学校含む) 全生徒
 - *特別支援学校及び小中学校の特別支援学級在籍者のうち、下学年の内容などに代替して 指導を受けている児童生徒や特別支援学校の教科の内容の指導を受けている知的障が い者である児童生徒は、調査対象としない。
- (3) 浜田市での調査対象児童生徒数・小学校 396名・中学校 418名
- (4)調査の内容
 - ① 教科に関する調査 小6:国語・算数 中3:国語・数学・英語(初実施、3年に1度)
 - ② 質問紙調査 ・児童生徒に対する調査 ・学校に対する調査

2 各教科の平均正答率

※今年度から、A問題・B問題が統合されたため、〈昨年度比較〉はB問題との比較

(1) 小 学 校

	(1) 3, 3 K							
		平均正答率(%)						
	浜田市	島根県	全国	差(市-県) 〈昨年〉	差(市一国) 〈昨年〉	差(県一国)		
玉語	62	62	63.8	0 <-2.0>	-1.8 <-1.7>	-1.8 <0.3>		
算 数	65	65	66.6	0<-3.0>	-1.6 <-5.5>	-1.6 <-2.5>		

(2) 中 学 校

	TX							
		平均正答率(%)						
	浜田市	島根県	全国	差(市-県) 〈昨年〉	差(市一国) 〈昨年〉	差(県一国) <昨年>		
国 語	69.0	73.0	72.8	-4.0 <-5.0>	-3.8 <-5.2>	0.2 <-0.2>		
数学	52 <u>.</u> 0	57.0	59.8	-5.0 <-5.0>	-7.8 <-6.9>	-2.8 <-1.9>		
英語	49.0	53.0	56.0	-4.0	- 7.0	-3.0		

3 島根県の結果の概要

- 小学6年算数の平均正答率は65%(全国平均66.6%)で、全国平均との差は1.6P。 分野別では全領域のうち3領域で下回り、「量と測定」が振るわなかった(全国より-2.9P)。問題形式別では、記述は2.4P下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少ない。棒グラフから、資料の特徴や傾向を読み取ることや、 台形について理解することはよくできている。一方、示された計算の仕方を解釈し、減法の 場面を基に、除法に関して成り立つ性質を記述することや、示された図形の面積の求め方を 解釈し、その求め方の説明を記述することに課題がある。
- 〇 中学3年数学は57%(全国平均59.8%)で、2.8P下回った。全4領域全てで全国 以下となり、特に「関数」は3.6P開いた。問題形式別では、記述で3.0P下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少ない。事象を数的に解釈し、問題解決の方法を数学的に説明 することに課題がある。
- 小学6年国語は、62%(全国平均63.8%)で1.8P下回り、特に、「伝統的な言語文化と国語の特性に関する事項」では、3.7P下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少ない。必要な情報を得るために、本や文章全体を概観して効果的に読むことや、相手の意図を捉えながら聞き、自分の理解を確認する質問をすることはよくできている。一方、漢字(同音異義語)を文の中で正しく使うことや、目的や意図に応じて、自分の考えの理由を明確にし、まとめて書くことに課題がある。
- 中学3年の国語は、73%(全国平均72.8%)で平均並みだった。
 - ・全国とほぼ同じ傾向を示しているが、全問正答者が少ない。「話すこと・聞くこと」では、全国より1.3 P上回っている。文章の構造を捉え、問われていることがどこに書かれているかを理解することに課題がある。
- 今回初めて実施した英語は53%(全国平均56%)。参考のため公開しない「話す」を除く 3領域で全国以下となり、中でも「書く」は4.9 Pも下回った。
 - ・高正答率者が全国と比較して少なく、低~中正答率者が多い。短い英文の情報を正確に聞き 取ることはおおむねできている。一方、与えられたテーマについて、自分の考えをまとまり のある文章で書くことや、聞いて把握した内容について、自分の考えを書くという複数の領 域を統合して活用することに課題がある。
- 児童生徒質問調査では、小学校「算数の勉強は好きだ」とする回答が 62.6%と過去 5 年で 最も高かった。「今住んでいる地域の行事に参加している」とする回答は76.3%と高く、 全国(68%)を8.3P上回っている。一方、一日あたり 1 時間以上勉強するとした中学 生は59,4%にとどまり、全国平均を10.4P下回った。
- 学校質問調査から、全国との比較において大きな差異が見られる項目をあげる。
 - 「算数の指導として、発展的な学習を行った」は58.8%で、全国(72.8%)より-14P。
 - 「国語の指導として、発展的な学習を行った」は49.2%で、全国(62.8%)より-13.2P。
 - 「英語の指導として、発展的な学習を行った」は57.8%で、全国(75.4%)より-17.6P。
 - 「数学の指導として、発展的な学習を行った」は58.9%で、全国(76.5%)より17.6P。

4 浜田市の結果

(1) 各教科の分類別集計結果の概要

※ 〇:市が県を2ポイント以上、上回るもの一:市と県の差が2ポイント未満のもの△:市が県を2ポイント以上、下回るもの

① 小学校国語

証価の組占	学習指導要領の	対象	平均正答率(%)			
評価の観点	領域等	設問数	浜田市	島根県	差	-
関心・意欲・態度		3	57.7	57.1	0.6	
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	3	70.0	71.5	-1.5	1
書く能力	書くこと	3	56.4	55.4	1.0	-
読む能力	読むこと	3	82.2	81.7	0.5	_
言語事項	伝統的な言語文化	5	48.7	49.8	-1.1	_

② 小学校算数

労羽七道亜紹の名は	対象設問数 -	平均正答率(%)				
学習指導要領の領域		浜田市	島根県	差	:	
数と計算	7	62.6	61.7	1.1	1	
量と測定	3	46.5	50.0	-3.5	Δ	
図形	2	73.9	77.0	-3.1	Δ	
数量関係	7	66.7	66.8	-0.1	-	

③ 中学校国語

評価の観点	学習指導要領の	対象設	平均正答率(%)				
計画の推示	領域等	問数	浜田市	島根県	差		
関心·意欲·態度		3	72.5	77.8	-5.3	Δ	
話す・聞く能力	話すこと・聞くこと	3	67.6	71.5	-3.9	Δ	
書く能力	書くこと	2	78.5	83.0	-4.5	Δ	
読む能力	読むこと	3	68.3	72.4	-4.1	Δ	
言語事項	言語事項	2	63.5	66.9	-3.4	Δ	

④ 中学校数学

学習指導要領の	÷↓◆=ル=※h	平均正答率(%)				
領域	対象設問数	浜田市	島根県	身	Ę	
数と式	5	55.6	61.3	-5.7	Δ	
図形	4	65.1	71.2	-6.1	Δ	
関数	3	30.5	37.2	-6.7	Δ	
資料の活用	4	51.8	53.9	-2.1	Δ	

⑤ 中学校英語

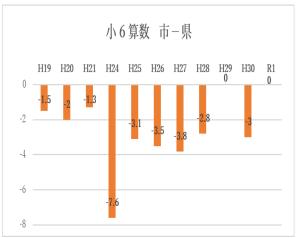
学羽七道亜紅の名は	対象設問	平均正答率(%)				
学習指導要領の領域	数	浜田市	島根県	差		
聞くこと	7	62.0	64.6	-2.6	Δ	
読むこと	6	49.9	54.6	-4.7	Δ	
書くこと	8	36.4	40.9	-4.5	Δ	

(2) 平均正答率の県との差の推移

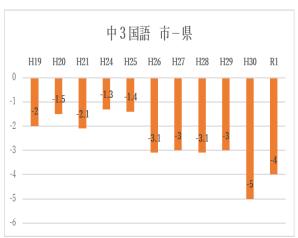
小6国語



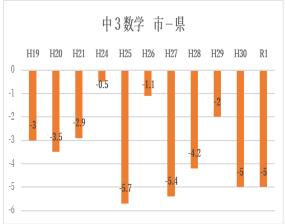
小6算数



中3国語



中3数学



(3) 教科に関する結果の概要

- <u>国語は、小学校62%(県62%)、中学校69%(県73%)。小学校は、「書くこと」「読</u>むこと」が上回ったが、他の観点は下回った。中学校は、全ての観点で4P程度下回った。
- <u>算数・数学は、小学校算数65%(県65%)、中学校数学は52.0%(県57.0%)。</u> <u>小学校は、「数と計算」は上回ったが、他の領域は下回った。中学校数学は、全ての領域で下</u> 回った。
- <u>平均正答率の推移を見てみると、小学校では、国語、算数ともに県平均と同等になり上向き</u> となってきた。
 - 中学校では、国語、数学については、横ばい。数学の全ての領域で5P~6P下回っている。 英語は、「読むこと」「書くこと」で、4P以上下回った。
- <u>問題形式別では記述については、「求め方を説明する」とか、「理由を記述する」、「自分の考えを書く」等の、「資料等の情報から理由や自分の考えを説明したり、記述したりする」ことに</u> 課題が見られる。具体的には以下の通りである。
 - ・小学校・・・国語では、57.7% (県57.1%)。算数では、42.6% (県45%)。 国語は、県・国の正答率と同率であるものの、算数では、以下の問題において「正答率が低い」傾向がある。

△示された図形の面積の求め方の説明を記述する。

- △2 つの棒グラフから、一人当たりの水の資料量について<u>わかることを選び、選んだ理由</u> を記述する。
- ・中学校・・・国語では、72.5% (県77.8%)。数学では、39.3% (県44.1%)。 特に、以下の問題において「正答率が低い」あるいは「無回答率が高い」傾向がある。 〈国語〉
 - △「趣旨=自分の考えをもつ」: <u>話合いの流れを踏まえ</u>、「どうするか決まっていないこと」 について、自分の考えを書く。
 - △「趣旨=伝えたい事柄について、根拠を明確にして書く」: <u>広報誌の一部にある情報を用いて、意見文の下書きに「魅力」の具体例を書</u>く。

〈数学〉

- △「趣旨=三角形の合同条件を理解している」: 照明で用いられている三角形の合同条件を 書く。
- △「趣旨=資料の傾向を的確に捉え、判断の理由を数学的な表現を用いて説明する」:「1 日に 26 分ぐらい読書をしている生徒が多い」という考えが<u>適切ではない理由を</u>、ヒストグラムの特徴を基に説明する。
- △「趣旨=事柄が成り立つ理<u>由を説明する</u>」: 連続する 5 つの奇数の和が中央の奇数の 5 倍 になることの<u>説明を完成する</u>。

〈英語〉

- △資料を読んでその問題に対する自分の考えを書く。
- △事柄を比較して、どちらがよいか理由とともに意見を書く。
- 知識・技能の定着に向けた取組を今まで通り継続していくと共に、思考力・判断力・表現力 (例えば、資料等の情報から理由や自分の考えを説明したり、記述したりする力)や、学びに 向かう力等の育成をめざす授業改善に地道に取り組んでいく必要がある。

(4) 児童生徒の意識調査から

- ○「自分には良いところがあると思う」と感じている児童生徒の割合は、小学校では83.3% (H30年度:69%)で増加し、全国(81.2%)よりも上回ってきた。 中学校でも75.3%(H30年度:77.1%)であり、全国(74.1%)を上回った。 改善に向かっていると捉えられる。
- ○家庭学習時間については、「1 日あたり 1 時間以上家庭学習をする」児童生徒の割合は、小学校では68.2%(H30 年度:57.1%)であり、全国(66.1%)よりも上回ってきた。中学校では、57.9%(H30 年度:55.8%)であり、まだ全国(69.8%)より下回っており、家庭と連携し継続的な取組が必要である。
- 〇メディア接触については、項目「2時間以上テレビゲームをする子どもの割合」がないため、 11月の浜田市アンケートにより状況を把握する。

(5) 学校質問紙(校長の自己評価)から

全国との比較において大きな差異が見られる項目をあげる。(数字は、「よくしている+どちらかといえばしている」の割合)

Oまず、よくできていると認識された項目

「<u>算数の指導として、補充的な学習の指導を行った」は100%。全国96.5%</u>。 「特別支援教育について理解し、授業の中で児童生徒の特性に応じた指導の工夫を行った」 は100%。全国は95.1%。

→ 手厚い指導が行われていると考えられる。

△次に、<u>大きく不足していると認識された項目</u> 〈小学校〉

- 「算数の指導として、発展的な学習を行った」は50.1%で、全国(72.8%)より-22.7P。
- 「国語の指導として、様々な文章を読む習慣を付ける授業を行った」は 62.8%で、全国 (88.2%) より-25.4P。
- 「国語の指導として、書く習慣を付ける指導を行った」は 68.8%で、全国(92.8%) より -24P。

〈中学校〉

- ・(「英語の指導として、発展的な学習を行った」は66.7%で(県57.8%)、 全国(75.4%)より-8.7P)。
- ・(「数学の指導として、発展的な学習を行った」は77.8%で(県58.9%)、 全国76.5%より上)。
- 「生徒は、熱意をもって勉強していると思う」は55.5%で、全国(89.3)より-33.8P。
- 「生徒は、授業中の私語が少なく、落ち着いていると思う」は55.5%で、全国(94.1)よ
 <u>り</u>-38.6P。
- 「生徒は、礼儀正しいと思う」は55.5%で、全国(93.5)より-38P。
- 「生徒は、授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている と思う」は44.4%で、全国(82.2)より-37.8P。
- → <u>以上のことから、「発展的な学習」の不足と、中学校においては、「安心して落ち着いた学</u> 習環境、学級づくり」や「学習の意味の納得や理解」、「授業改善」等の課題が見えてくる。

5 今後について

(1) 取組の方向性

① 「知識・技能」の確かな定着の取組の継続

小学校においては向上が見られるものの、中学校ではまだ差がある。従って、各学校が、基 礎的学力育成のために行っている取組(基礎学力テスト、書き取り会、計算会、家庭学習の工 夫、家庭学習の定着、配信学習プリントの活用、指導・支援が必要な児童生徒への指導の時間 の確保等)は、今後も継続して、基礎的・基本的な知識・技能の定着を確かなものとしていく。

② 授業改善、「思考力・判断力・表現力」「活用する力」の育成

記述問題等で求められている「思考力・判断力・表現力(例えば、資料等の情報から理由や自分の考えを説明したり、記述したりする力)」や、「学びに向かう力」等の育成については、更なる指導改善が必要である。 B問題対応や活用力育成のために、学校図書館活用教育等で行ってきた情報センターとしての図書館の機能を活用した学習や、各学校で進めている「主体的で対話的で深い学び」への授業改善や、活用力を意識した授業づくり(B型問題を授業に生かす等)の取組を継続していくことが一層求められる。

③ 「発展的な学習の指導」、「学習の意義の指導(キャリア教育)」「学級経営」の充実

また、<u>今回の学校質問調査から見えてきた課題の対応として、次の点の改善に向けて、各学</u>校や市教育研究会の部会等での研究取組が考えられる。

補充的な指導や特別支援教育の理解の上に、児童生徒の特性に応じた指導の工夫は充実してきている。一方、「発展的な学習」の不足が明らかである。そのことが、高正答率者が全国に比べて低い要因であると考えられる。「発展的な学習」の指導を工夫、実施し、学びに向かおうとする児童生徒の知的好奇心を刺激し一層伸ばしていくことが大切である。

また、中学校においては、更なる「授業改善」はもちろんであるが、「落ち着いて安心して学習に向かえる環境・学級づくり」や「学習の意義の丁寧な説明」等の確実な積み重ねが重要となる。この点は、「主体的に学ぶ児童生徒」の育成にも大きく関わるところで、小中学校が連携すべき最も重要なところであり、キャリア教育の一環として推進していく必要がある。

各学校が、①「チーム学校として組織的に取り組むこと」、②「授業改善に取り組むこと」。 大きな視点として、「『めあてと振り返り』の質的向上(実施しているという意識は高まっている)」をめざし、「めあての共有」「めあてにかえった確かな振り返りをやり切ること」を求めていきたい。

また、各学校で「働き方改革」に取り組み教職員の意識改革を進めるための支援や、授業改善のための時間や児童生徒に関わる時間を確保するためにも、行政としても抜本的な方針が必要である。「統合型校務支援システム」等の教育の情報化やICT機器の導入計画を明確にし、業務改善を進め、校務の効率化とともに、教育の質の向上を目指したい。

<u>そして、「当たり前のことが当たり前に丁寧に積み重ねていく」ことができるよう、学校も保護者も地域もが連携して取り組むことを求めていきたい。</u>

(2) 具体的な取組

- ① 「知識・技能」(基礎的・基本的事項等)の定着を図るための取組の継続
- ア 各学校での基礎的・基本的事項定着の取組を継続する
 - ・「めあてと振り返り」=目標・成果が明確な連続した授業づくり
 - ・学習プリント配信システムの活用・家庭学習の取組・基礎学力定着のための取組

- イ 中学校区ごとの小中連携教育での取組
 - キャリア教育の推進(キャリア・パスポートの活用)学習の意義の理解
 - ・家庭学習の定着の一層の徹底・一貫した学習規律の確立
 - ・生活習慣(ネットとの適切なつきあい方等)の見直し

② 授業改善に向けての取組 → 主体的・対応的で深い学びへの転換をめざし

- ア 各学校での授業改善、学級経営等に向けての取組への支援
 - ・本市の取組の良さ・価値付けをしたり、他の取組例の紹介をしたり、同じ方向で継続した 取組を支援(訪問指導も含む)することで、更なる質の向上を図る。
 - ・学級経営や学年経営を学校組織として取り組めるよう指導・支援に努める。
 - 「発展的な学習」の指導の工夫について指導・支援に努める。
- イ 学校図書館教育を活用し、すべての教科を通して(国語、算数にとらわれることなく)、課題解決的、教科横断的な指導を行うことができるよう支援
 - ・学校図書館活用教育研究指定校の設定、公開授業研究会や研修会への参加を呼びかける。
 - ・教科横断的な学習を行うためのカリキュラムの見直しを求める。
- ウ 「主体的・対話的で深い学び」に関わる研修会の実施・参加喚起、情報提供
 - ・協調学習研究指定校の設定、公開授業研究会や研修会への参加を呼びかける。また、情報 提供に努める。

今年度、協調学習研修会を、8月に「管理職対象」「一般教員対象」に実施し理解を広める。

・算数・数学研究指定校(石見小、第二中)の設定によりアドバイザー継続指導と公開授業研究会への参加を呼びかける。また、情報提供に努める。

エ スーパーティーチャー示範授業研修

- ・国語、算数等の授業を元に、授業改善に向けての研修を継続。教科指導のみならず「校内 研修 (チーム学校として)」の在り方等の研修も行い、各学校の校内研修の支援とする。
- ・今年度、7月に「国語」「算数」を窓口に小学校会場で実施。8月に「道徳」を窓口に中学校会場で実施。

オ 新学習指導要領の完全実施に対応

- ・小学校外国語活動、外国語教科化に向けての準備。学校訪問指導や研修を継続。
- ・小学校プログラミング教育導入の準備。浜田市全小学校で共通に取り組む「ミニマムスタンダード」となる「年間指導計画」を作成。プログラミングを体験できる教材の購入と研修。
- ・キャリア教育の一層の推進のための支援。小中学校に導入される「キャリア・パスポート」 についての理解を深める研修。県委託事業「キャリア・パスポートの活用・研究事業」の 研究校(原井小、第一中)の実践成果を市内の小中学校に提供していく。
- ・新指導要録の提供。文部科学省が示した基本型(成績一覧表とリンク版)を電子データで 現場に提供する。

令和元年 9 月 10 日 総務文教委員会資料 教育委員会生涯学習課

サン・ビレッジ浜田アイススケート場の 開始時期について

1 開始日時

条例上の10月10日(木)から11月23日(土)に変更

2 理 由

サン・ビレッジ浜田の指定管理者である、北陽ビル管理株式会社から、外気温の高い 10 月を避けることにより、冷凍機への負担の軽減が図られることを理由に開始時期の 変更要望があり、今回、教育委員会として承認しました。

現在、サン・ビレッジ浜田には1号機、2号機の2つの冷凍機があり、製氷については、昨年オーバーホールを実施した1号機をメインに2号機を1号機の補助的な役割で 稼動させています。

その際、外気温が高いと2号機に大きな負担がかかることが想定されるため、比較的 外気温の低い時期にオープンを遅らせることで機器への負担を軽減し、年間をとおして スムーズな運営が見込まれます。



令和元年9月10日総務文教委員会資料教育委員会 文化振興課

中期経営計画

2019年度~2024年度

「健康で明るく、心豊かな文化のかおるまちを目指して」

2019年(平成31年) 3月

公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団

目 次

1			営計画の				•		•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	1
	(1)		策定の趙	旨		•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1
	(2)	計画	期間		• •	• •	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•]
2	:	事業団	を取り巻	きく現場	犬と割	果題			•	•	•	•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	2
3	:	事業団の	の実績				•		•	•		•		•	•	•	•	• •		•				•	۷
4	j	経営の	基本方針	-	•		•		•	•	•	•		•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	5
5	:	事業団次	が目指す	_地域值	象と糸	且織			•	•	•	•		•	•	•	•	• •		•	•	•			7
6	:	各施設(の現状と	課題			•				•			•				•		•		•	•	•	8
7	:	各施設の	の運営の	方針及	及び耳	文組名	み	(個	々(のI	取糸	且み	<i>ب</i>)		•	•		•	•		•	•		•	1
	(1)	浜田ī	市世界こ	ども美	美術 質	官創作	作活	5動	館		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	10
	(2)		文化ホー		• •	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	11
	(3)		市立石正	-		• •		•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	12
	(4)		アみすみ								•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	14
	(5)	浜田	市三隅 Β	8 & G#	母洋さ	ニン :	ター	_		• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	16
8		重点取締	組み項目	(具体	本的耳	文組名	み事	事項)	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	18
9		収支計	卣			•					•	•	•	•	•		•	•	•	•		•	•		20
10)	計画の	推進に向]けて		•			•		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		22
1	1	事業組織	織図			•																			23

中期経営計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団(以下「事業団」という。)は、浜田市が 1996 年(平成8年)に設置した「世界こども美術館創作活動館」を管理運営することを目的として、1996年(平成8年)に設立された財団法人浜田市教育文化振興事業団が前身です。その後、自治体を広域することによって財政基盤を強化し、地方分権の推進に対応することなどを目的とした平成の大合併により、2005年(平成17年)10月1日に、浜田市、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の5市町村が合併し、新「浜田市」が誕生したことに伴い、旧三隅町にあった財団法人三隅町教育文化振興財団との合併を経て、また、旧三隅町が担っていた各施設の管理運営も併せ請け、「健康で明るく心豊かな文化のかおるまちづくり、並びに国際的な文化活動の推進に寄与する」という設立目的に沿った事業活動を行ってきました。

2004 年度(平成 16 年度)に指定管理制度へ移行した後も、指定管理者として、世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、石正美術館などの管理運営を引き続いて担い、2018 年度(平成 30 年度)には、浜田市室内プールの指定管理を新たに請けています。

この間、民間的経営手法により、効率的な維持管理運営と多彩な事業を行うことによって、市民サービスの向上や利用者の満足度を高めることに努め、また、2013 年(平成 25年)4月1日から公益財団法人として公平公正を旨とし、地域の活性化に寄与すべく、事業団経営を着実に推進してきました。

事業団の活動分野である文化・スポーツは、ひとの心を豊かにし、健康にするだけでなく、人と人を結びつけ、生きることへの励みとなり、生きる力を生み出します。

事業団をはじめ、各関係機関がお互いの連携を深め一体となることにより、浜田市の目指す「住みたい、住んで良かった魅力いっぱい元気な浜田~豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち~」の実現につながるものと確信します。

事業団は、「健康で明るく、心豊かな文化のかおるまちを目指して」をメインテーマに、 今後進むべき方向を定めた基本方針に沿った事業活動を行うとともに、組織の安定的な運 営を実現していくため、ここに中期経営計画を策定します。

(2) 計画期間

2019 年度(平成31年度)から2024年度(平成36年度)までの6年間の計画とします。本計画は、年度毎の事業計画策定等に資するため、一定期間を見据え取りまとめるものですが、社会状況や環境の変化を踏まえ、本計画の実現達成のために必要に応じて見直しを行い、効果的な事業の推進に努めます。

2 事業団を取り巻く現状と課題

(1) 少子高齢化社会、高度情報化社会等のさらなる進展

日本経済の低迷や経済、社会のグローバル化、少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来により、社会環境は大きく変化しています。

また、インターネットなど情報媒体の普及は著しく、多くの情報があふれる中、文化・スポーツの分野でも常に新しい流行が生まれ、多くの人が一つのことに熱中する傾向から多様化へと大きく様変わりしてきました。

こうした変化の中で、文化芸術やスポーツ振興の意義・可能性や市民の「する・観る・ 支える」の意味が改めて問い直されています。

(2) 文化施設に対する役割の変化

ネット社会の広がりやグローバル化により、日本独自の文化成熟が進み、活性化施策としての文化振興も形を変え、進展していくと見込まれます。2012年(平成24年)に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(通称「劇場法」)に基づく文化・芸術振興施策は、全国約2,200の施設の棲み分けを促進し、大都市および地方の地域社会の中で、存在する価値が問われています。

一方で、全国的に人口減少の局面に入り、地方自治体の文化施設の生き残りをかけた厳 しい時代に迅速適切に対応することが必要になってきています。

(3) スポーツ振興の機運の盛り上がり

2020年(平成32年)の東京オリンピック・パラリンピックに代表されるように、また、島根県においても、2度目の国民体育大会の誘致が進められるなど、大規模なスポーツイベントの開催が予定されており、これらの開催に向けたスポーツ振興の動きが活発になってくることが予想され、これらのことから、参加国の選手や関係者、県外の選手や関係者と交流を深める機会も増えることも想定されます。

また、市民のスポーツ・健康への関心の高まり、障がい者・健常者のスポーツへの相互 理解についても、更に進むものと推察されます。

(4) 島根県内における文化・体育施設の役割

2018年(平成30年)4月現在において「島根県公立文化施設協議会」に加盟する文化施設は、県内30施設となっています。また、県西部においては、協会に加入の如何を問わず、市町の所有する類似する施設がほぼ全市町に存在しています。近隣の益田市には県内最大級の施設も存在し、島根県西部の文化振興に大きな役割を担っています。

体育施設にあっても、市町の所有する類似する施設が、県西部のほぼ全市町に存在しています。浜田市には、島根県立体育館、島根県立武道館が存在し、相まって島根県西部の社会体育の振興に大きな役割を担っています。

事業団としては、ここ浜田市に存在する施設の役割を明確にし、特色ある活動を展開していく必要があります。

(5) 厳しい経済環境の中で経営構造の変化

国、地方自治体とも厳しい経済環境の中、難しい政策や施策を迫られています。 浜田市も厳しい財政状況の中、多くの施設の老朽化対策やインフラ整備等の対応に迫ら

れており、今後、市民の文化・スポーツの振興に対する運営面の予算措置にも影響が及び、 事業団の経営環境も非常に厳しくなることが予測されます。

そのため、自主財源の確保に向けた積極的な取り組みや自主財源を計画的に積立てられる経営基盤の安定化が必要です。

(6) 施設・設備の大規模改修の必要性

世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、石正美術館など、高度経済成長時代に建設された浜田市の公共施設の老朽化は広範囲に及んでいることから、浜田市においては、2016年(平成28年)3月に策定した「浜田市公共施設再配置方針」に基づき、「公共施設再配置実施計画」が策定され、今後における建替えや改修を考慮した施設の在り方が検討されています。

いずれの施設においても、経年劣化に伴う現状には特筆すべきものがあり、早急な対応 が求められます。

3 事業団の実績

(1) 各施設利用者の推移

事業団においては、それぞれの管理施設において、様々な事業を展開していますが、過去5年間の各施設利用者の推移は次のとおりです。

(単位:人)

+/-:⇒r. /z	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成 29 年度
施設名	(2013年度)	(2014年度)	(2015年度)	(2016年度)	(2017年度)
浜田市世界こども美術 館創作活動館	56, 531	47, 506	51, 968	47, 703	47, 582
石央文化ホール	68, 037	51, 560	53, 044	56, 374	47, 441
浜田市立石正美術館	12, 974	17, 805	15, 256	14, 914	12, 170
アクアみすみ	61, 207	67, 482	70, 550	69, 346	68, 606
浜田市三隅B&G海洋センター	6, 880	4, 394	6, 130	8, 357	8, 479
浜田市室内プール(福井誠 記念プール)			23, 919	27, 766	34, 106

(2) 利用者の推移から見る課題

「2 事業団を取り巻く現状と課題」で述べたとおり、少子高齢化個々のニーズの多様化などにより、いかに利用者の心をつかみ魅力ある事業を展開していくか、その見極めが極めて難しい現実があります。

また、多くの施設が、建設されて数十年が経過しており、施設環境としても利用者の要望に十分添える施設とは言い難い現状にあります。

4 経営の基本方針

(1) 市民の共感を得る事業の展開

浜田市は、日本海に面した北部の漁業と、中国山地の連なる南部の山間部を有し、自然 豊かな景勝地など見所がいっぱいのまちです。

少子高齢化に伴い、子どもの数は減少し高齢者の数は増加しているなどの地域の特性はあるものの、豊かな歴史文化の資産と市民の知識、知恵を活かし、創造する喜びを実感できる普及啓発、創造事業や市民育成事業およびスポーツ事業を市民に知っていただけるように文化スポーツが融合した浜田を象徴されるような事業の創造に向けて、共感を得る事業展開を行います。

(2) 市民のための文化・スポーツの活動拠点の機能の向上

文化においては、誰もが親しめる文化芸術の鑑賞事業の提供を行い、また、発表を行う 方々の利用に供し、幅広い方々に対し多様な文化芸術活動との触れ合いの場を提供してい きます。

スポーツにおいては、日常生活におけるスポーツ実践への取組を、子どもから高齢者までのあらゆる市民を対象に、いつでも誰でも気軽にスポーツに触れ合うことのできる場の提供をしていきます。

今後さらに内容を充実させ、文化・スポーツの情報発信提供に取り組み、人々が集い、 共に生きる絆を形成するための地域の活動拠点の機能を高めるとともに、地域の文化・スポーツ振興の活性化を支援していきます。

(3) 施設利用者を増やす取り組み

子どもや高齢者だけでなく、子育て世代などのあらゆる市民が利用参加しやすい文化・スポーツの事業を積極的に行うことで人々が集い、共通の目標を持つ人が、他の人を誘って事業に参加される仕掛けづくりをしていきます。

また、多様化するSNS (Twitter、Line、Facebook 等) の情報伝達メディアに対応した情報発信事業や活動支援事業の提供や、事業団独自の会員制度の再構築をし、常に市民との接点を持つ努力を重ねながら事業団のファン拡大と醸成につなげていき、施設を訪れる人を増やします。

(4) 市民や諸団体等との連携

文化による地域活性化を目的とした市内文化芸術団体、行政、市内外企業との連携事業や、市民自らがスポーツを通じて健康づくり・仲間づくりができる環境整備を目的とした地域スポーツクラブの集約とイベント共同開催を行う地域スポーツ活性化事業を積極的に行い、まちを元気にするとともに、事業団と施設を人々が集いつながる場にします。

(5) 財源確保と効率的な事業運営による安定的な経営

公益性を担保しつつ自主財源の積極的な確保を図り、助成金や補助金の確保に努めるとともに効果的な事業選択、効率的な事業執行を行い、安定的な経営を図ります。

(6) 公平・公正な運営

透明性を確保し、公平公正な運営を行うとともに、事業と人員の適正化に努め、人材育成と労働環境の健全化を図ります。

(7) 施設機能を最大限に活かした施設利用者の利便性の向上

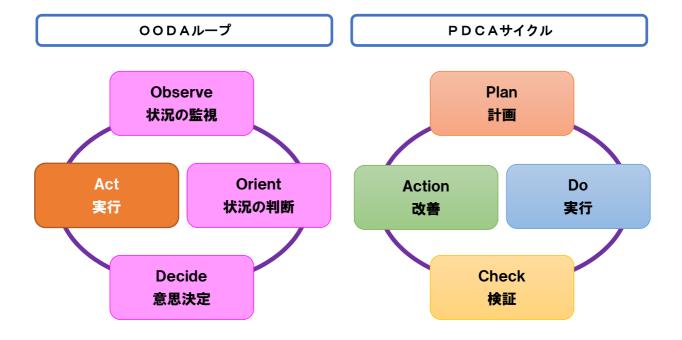
利用者の様々なニーズに応え、時代に適応した施設であるために可能な範囲の改修により施設のもつ機能を最大限に活かし、また、新しい設備・備品を設置することで利用の幅を広げ、利用者の利便性を図ります。

さらに、貸館申請やチケットの販売等の手続きを簡素化できるよう、窓口システムの整備を検討していきます。

(8) 外部評価を活用した利用者の満足度向上への取り組み

当事業団の施設管理や運営、事業の改善のために利用者アンケートを導入しています。 今後も継続的に意見や評価を伺いながら、事業活動のサービスの質の向上を図ることで 利用者の満足度を高めていきます。

常にOODAループ (ウーダループ)、PDCAサイクルを念頭に置きながら対応していきます。



事業団が目指す地域像と組織

浜田市総合振興計画では、将来像を「住みたい 住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田」とし、7つのまちづくり大綱に基づいて、人口減少対策に取り組まれています。

このうち、教育文化部門においては、まちづくり大綱を「夢を持ち郷土を愛する人を育むまち」とし、その施策として学校教育の充実、家庭教育支援の推進、社会教育の推進、生涯スポーツの振興、歴史・文化の伝承と創造とし、様々な施策が展開されています。

事業団は、浜田市が目指す将来像を構築するため、事業団が管理する施設の特色を最大限活かし、市民と更に強いきずなを築き、市民のための施設との認識のもと、市民のための事業を展開していきます。

そのため、事業団は次のような組織を目指します。

(1) 市民に頼られる専門性の高い組織

ライフスタイルや、興味関心などの価値観が多様化する中で、生涯学習施設の果たす役割も多岐にわたり、その傾向はますます顕著になっていくことが予想されます。そのような市民のニーズにこたえられる専門性の高い組織を目指します。そして、市民にとって、スポーツ・生涯学習が生活の一部になるような時間と場所と事業を提供していきます。

(2) 利用者の視点に立った人にやさしい組織

事業団の管理する施設は、多くの方々に利用いただいています。様々な世代の方、様々な目的で利用される方々に対し、それぞれの立場に立って考え行動し、利用者と職員がコミュニケーションの出来る組織を目指します。

(3) 人を育てる組織

事業団の最大の資産は職員です。職員一人ひとりが、広い見識を持ち、やりがいをもって仕事を進めていく環境が質の高い事業を提供することに繋がっていくものと考えます。 職員自ら財団が目指す方向性を十分理解し、その方向に向かって行く人材育成のための組織を目指します。

(4) 環境変化に対応できる組織

各施設において受託以来様々な事業を展開し利用者からも一定の評価を得てきました。 しかし、少子高齢化の進展や、SNS(Twitter、Line、Facebook等)の普及など、社会状況は大きく様変わりし、市民のニーズもそれに伴って変化しています。事業団は、アウトリーチ活動、広告媒体の時代の流れに乗った有効活用などにも力を入れ、環境の変化に対応できる組織を目指します。また、今後高齢化が一層進む中、高齢者が健康、生きがいづくり、社会貢献等において、社会に積極的に参加できる場や機会を提供していきます。

(5) 地域づくりに積極的に関わっていける組織

市内においては、様々な個人や、団体がそれぞれの活動を行っています。事業団もその一員としての認識を持ち、それを根底におきながら、地域のネットワーク作りに積極的に関わり、地域づくりに少しでも役立つ組織を目指します。また、展開する事業を通して、人と人が繋がりさらに地域づくりの気運が盛り上がるような事業を展開します。

6 各施設の現状と課題

(1) 浜田市世界こども美術館創作活動館

ア 人的な事柄

- (ア) 業務量に対するマンパワーが十分な状況ではありません。
- (イ) 職員もすべてが正職員ではなく、雇用条件等にも個々に差異があり、勤務体制の 構築に苦慮する場面があります。
- (ウ) 各事業において、企画立案の段階からの十分な協議の場の確保が困難となっており、職員の共通認識に立って、深く工夫した新鮮な事業につながりにくい状況です。
- (エ) 他団体からの補助金等を活用した事業運営の必要性は十分承知しているが、限られた職員数等から、職員の負担は大きく諸事業への影響が懸念されます。
- (オ) 作品管理、資料管理の専従者が不在の状況です。
- (カ) 専門職の人数が不充分です。

イ 意識

美術館の存在意義はそれぞれが意識し仕事に臨んでいるが、その捉え方は様々です。

ウ 施設管理

- (ア) 築20年以上が経過し、汚れや破損及び諸設備の不備が生じているとともに、時代 に即応した設備の対応が難しい状況です。
- (イ) 特に利用者への安全を十分考慮し、子どもの施設に相応した諸設備と美化活動は 十分とは言えません。
- (ウ) 作品が収蔵庫に入りきらない状況にあり、収蔵庫外においている現状で、安全かつ防カビ対策等の問題が懸念されます。
- (エ) 備品の管理及び事務関係の管理等、整理整頓や一か所での集中管理が十分ではありません。

(2) 石央文化ホール

ア 人的な事柄

- (ア) 変則時間での勤務のため、全職員による様々な案件に対しての十分な協議の場の 確保が極めて難しい状況です。
- (イ) 特に技術職の確保について、その職員に想定外のことが発生した場合、その代役はたやすくは見つかりません。そのリスクが存在する状況にあります。
- (ウ) 営業努力の必要性は十分認識するものの、日々の業務に追われ、余裕のない状況 にあります。

イ 施設管理

- (ア) 施設内のジュータン、椅子、蛍光灯等、大規模な修繕改修を要しないものについても、経年劣化による修繕等は年々増加の傾向にあり、今後その傾向はさらに顕著になるものと考えます。
- (イ) 駐輪場、駐車場の整備が出来ていない環境にあることは、事業の推進上からも大

きな障害となるものと考えています。

(ウ) 2019 年 (平成31年)2月から施設敷地内すべてにおいて禁煙としたものの、不特定多数の参集による集会、催しの機能を持つ施設として、その対応策を検討する必要があります。

ウ収支

利用者、利用料ともに減少傾向にあります。今後も少子高齢化により、この傾向はさらに顕著となってくることが予測されます。また、市からの補助金・助成金は、施設の改修や修繕へその大半を充てざるを得ない状況から、施設の運営費となっている現状があります。

(3) 石正美術館

ア 人的な事柄

- (ア) 日常業務、また、他館での展示協力などに追われ、収蔵品の整理、研究に十分な 人と時間を傾注できない状況にあります。
- (イ) 観覧者が減少傾向にあり、イベント等により集客を図る必要性も十分承知しているところですが、これ以上の負担を職員に求めることは厳しい状況にあるものと考えています。

イ 施設管理

収蔵庫が手狭の状態となっています。

(4) アクアみすみ・浜田市室内プール(福井誠記念プール)

- ア 浜田市室内プール(福井誠記念プール)は、開設以来30年以上経過しており、個人用のシャワー室も男女のロッカールームにない状況です。
- イ 少子高齢化の時代に合ったプール教室の展開と指導員の確保が求められています。
- ウ 近隣類似施設との共存共栄による施設の活性化策が求められています。
- エ 水泳愛好者の普及・振興と会員増、収入の確保が求められています。

7 各施設の運営の方針及び取組み(個々の取組み)

(1) 浜田市世界こども美術館創作活動館

ア 運営方針

- (ア) 直接市民に影響を与え、市民が参加できる事業企画を通して市民文化に貢献します。
- (イ) 潤いのある次世代社会を目指し、次世代社会の構成者である、子どもの美的感性 及び創造力の伸長に寄与します。

イ 事業戦略

(ア) 管理事業

a 人事管理及び予算管理 事業団の重点取組項目(具体的取組事項)によります。

b 施設設備管理

施設設備の老朽化は避けられなく、修理修繕はもちろん、取り替え時期を迎えた 設備交換、そして年月の経過とともに時代に受け入れなくなった設備等が増加する 中、一番に来館者の安全と快適空間の提供を念頭に置き、管理・配慮の徹底を図り ます。

併せて、現状の職員構成を踏まえた配慮や、高価作品を預かる施設への配慮等から防災・防犯の徹底をより推進します。

c 施設利用

館内各室各部所が本来の利用目的として有効活用できるよう、整理整頓を工夫します。

また、3 階多目的ホールを中心にギャラリー部分において市民の利用率を上げる 方策を検討します。併せて光熱費を中心に、節約に努め節約体制について利用者の 理解を得る工夫をします。

「美術館施設はそれごとアート」の考え方を大事にし、環境アート化に努めます。

(イ) 展覧会事業

浜田市世界こども美術館としての存在価値が県内外で周知され、評価も高いことから従来の事業を踏襲継続します。特に子どもの美的感性の育成や創造力育成のために、現代美術に力を入れます。

また、地方都市の美術館に与えられた責務である、郷土の美術文化の紹介を積極的に行います。

子どもの作品展においては、県内や全国的に最高作品が展示される現状を維持し、 かつ、その広報に努めます。

(ウ) 創作活動事業

子ども対象美術館として最も大事な「観ることと作ることの一体化」の考え方を創作活動の推進力として大事にし、順調に推移している創作活動事業をより、子ども育成に似合う事業となるよう工夫します。また、現社会の現状を把握し、子どもの活動

だけでなく、高齢者の創作活動に取り組みます。

【目標值】

区分	2017 年度実績	2024 年度目標値
総入館者数	47,582 人	50,000 人

^{* 2017}年度 総入館者数 47,582人 観覧者数 28,720人 創作活動 9,639人 ホール 34件

(2) 石央文化ホール

ア 運営方針

次の3つの目標に向け、様々な事業を展開します。

- ① 活力ある地域づくりのための文化の殿堂に
- ② 地域住民の文化享受と創造活動の場に
- ③ 地域の伝統芸能の育成振興の場に

これらの活動を積極的にサポートでき、信頼される組織として存在感を示していきます。 また、浜田市総合振興計画を基に「芸術・文化の振興」を最重点目標とし、1人でも多 くの市民が芸術文化に関わり楽しむことができる事業団ならではの事業展開を行います。

イ 事業戦略

(ア) 鑑賞事業

市民の文化活動の振興を図ることを目的に、芸術性および創造性に富み、質の高い優れた舞台芸術の提供、かつ市民の様々なニーズに応えられるよう、多種多様なジャンルの事業の鑑賞機会を提供します。

《具体例》

古典公演、和楽器公演 など

(イ) 普及啓発・創造事業

浜田市の歴史資源や地域文化を取り込んだ事業を行うことにより、浜田市の発信力を高めると共に、市民の芸術に対する親しみを高めます。また、これまで培ってきた経験や知識、プロデュース能力を活かし、県内外のホール文化芸術関係などと連携しながら個性ある創造的な事業の企画・制作に取り組みます。

《具体例》

映画祭、創作ミュージカル、ロビーコンサート など

(ウ) 市民育成事業

文化活動を担う市民の育成を図るとともに、市民の教養の向上や生涯学習のニーズに応える事業を行います。特に、次世代を担う青少年等の育成に関し、様々な視点や内容により提供を行います。また、積極的なアウトリーチを行うことにより、未来の浜田市のための地域活性化を促進します。

《具体例》

アウトリーチコンサート、アウトリーチ映画会、リコーダー大会 など

(エ) 連携事業

市内芸術文化団体、行政、市内外企業と連携し「文化による地域活性化」を目的に、あらゆる提案・協力・協働を惜しまず文化の発展に寄与します。

《具体例》

市内出身アーティストとの協働事業、伝統文化事業 など

(オ) 施設の貸出し事業

地域の文化芸術の活動拠点として、市民や文化団体に活動の場を提供することにより、当該団体等の運営や活動が円滑に進み、組織の充実や文化意識の向上とともに、石央文化ホールの利用率及び自主事業参加者数の増加等に寄与します。

(カ) その他・情報発信事業

市民の文化芸術の活動に寄与することを目的に、様々な媒体による情報の発信・提供に取り組みます。特に昨今多様化するSNS (Twitter、Line、Facebook等)にも対応することを基本に「情報弱者」が出ないように配慮します。

《具体例》

SNS (Twitter、Line、Facebook等)、ホームページ、ロビー映像、情報誌、浜田市広報、新聞広告掲載欄、チラシ など

【目標值】

区分	2017 年度実績	2024 年度目標値
総入館者数	47, 441 人	50,000 人

(3) 浜田市立石正美術館

ア 運営方針

- (ア) 石本正作品等の企画展を開催し美術鑑賞の機会を創出します。
- (イ) 庭の整備など施設の魅力化を図り来館者の満足度を高めます。
- (ウ) 市民が参加する企画展、絵画教室等を通して地域の芸術文化振興を図ります。
- (エ) 石本正の研究機関として作品資料の調査研究を行い、様々な機会に研究成果の発表を行います。

イ 事業戦略

(ア) 展覧会事業

a 石本正作品の企画展

収蔵する石本正作品の展示を通して石本正の芸術世界を紹介します。作品資料の調査研究から得られた新たな知見も展覧会を通して紹介していきます。

- b 石本正が選んだ収蔵作品を展示する企画展
- c その他の企画展

地元の石州和紙や日本画に関する企画展を開催し、最新の絵画表現の鑑賞機会を 提供します。

・石州和紙を現代日本画家に提供し新作を発表する「石州和紙に描いた日本画展」

・全国の美術大学より推薦された日本画の優秀作品が並ぶ「石本正日本画大賞展」 等

d ギャラリー展

貸会場として市内外の作家による個展やグループ展に利用いただきます。美術館 主催の公募展を企画し、市民の出品を募ります。

創作活動を行っている方々の発表の機会として個人や団体に利用・参加を呼び掛けます。

(イ) 施設の管理運営

開館から 20 年が経過するため経年劣化による施設設備の不具合の発生が予想されます。日常の点検等に努め、利用者の安全に配慮し運営を行います。市と情報共有をしながら早めの改修計画・機器交換の実施計画をたて施設設備の管理を行います。

(ウ) 施設の魅力向上の取組

展示スペース以外の施設の魅力向上を図り、来館の動機につなげます。市民の憩いの施設としての認知度を上げ、来館者の満足度を高めます。

- a 画伯が愛した花を季節ごとに楽しめるよう花木の整備、管理を行います。(「華晴苑」牡丹、「中庭」しだれ桜、「やすらぎの庭」スコットランドアザミ・あじさい・ 鶏頭・椿等)
- b 画伯の画室を再現した「石本正のアトリエ」を活用し、特集展示や解説会などを 通して石本の芸術世界を紹介します。
- c 「石本正のアトリエ」併設の休憩スペースは画伯が制作中に聴いていたクラシック音楽を流し、美術関連図書の閲覧やお茶も楽しめるくつろぎの空間であることを アピールしていきます。
- d 画伯が提案し市内外の約900人の手によって描かれた「塔の天井画」を紹介する機会を設け、地域の文化資源として認識されることを目指します。

(工) 教育普及事業

社会教育施設として様々な世代の方が芸術文化に親しむ機会を提供します。

- a 子どもの美的感性を育むことを目的に、創作活動や鑑賞の機会を提供します。学校の授業や遠足での利用など働きかけていきます。
- b 展示作品の解説会や美術講座を開講します。

(才) 絵画教室事業

芸術文化の振興を目的として、絵画教室・美術教室などを開講します。学芸員や現役作家が講師を務める専門性の高い講座から、創作することの楽しみを伝える教室などを行います。

また、創作活動をする市民の方を講師に迎えて創作教室を開催し、活動成果を地域の文化活動に活かしていただく機会にします。

それから、石本画伯が指導をされた「裸婦デッサン会」は引き続き当館の重要な事業として継続していきます。

- a 館長・学芸員・作家が講師を務める絵画教室
- b 裸婦デッサン教室
- c 石本正に係わりのある作家を講師に招へいし創作教室・講演会を開催
- d 市民の方に指導していただく創作教室の開催

(カ) 調査研究事業

画伯没後ご遺族により寄贈されたデッサンや資料の調査研究に注力し、石本正の研究機関として新たに得られた知見の蓄積と情報の更新、様々な機会に研究成果の発表を行います。

- a 石本正作品の調査研究。関連資料の調査研究及び整理
- b 石本正関係の作家の調査研究
- c 他美術館との連携・情報交換を行い、事業の質的向上に努めます。

(キ) 広報活動

様々な情報ツールを活用し効果的な広報を目指します。

- a 活動内容の報告や情報の発信として広報誌「ミュージアムニュース」の発行
- b ホームページ、ブログ、SNS (Twitter、Line、Facebook 等) などを通じ、即時性の高い情報発信に努めます。
- c 「広報はまだ」、「ひゃこるネットみすみ」、施設パンフレットなどを活用し利用拡 大を図ります。

(ク) 物品販売事業

図録、絵はがきやオリジナルグッズ等の販売を行います。

【目標值】

区分	2017 年度実績	2024 年度目標値
総入館者数	12, 170 人	12,600 人

(4) アクアみすみ・浜田市室内プール(福井誠記念プール)

ア 運営方針

- (ア) 市民のスポーツ振興及び選手育成、健康増進を基本としながらも、生涯学習・社会教育施設としても地域に貢献できる管理運営を目指します。
- (イ) 学校・地域団体・行政と密接な連携をしながら、第二の福井誠を目指し選手の育成も含めて市民の健康増進の場としてだれもが気軽に安心して利用できる施設とします。
- (ウ) 特に当事業団が保有するアクアみすみや浜田市三隅B&G海洋センターとも連携 しながら、水泳等の健康づくり活動を展開し、元気な市民を増やしていきます。

イ 事業戦略

(ア) スポーツ活動等に親しむ場の提供事業 浜田市三隅中央公園、岡見スポーツセンター、田の浦公園オートキャンプ場、浜田 市三隅B&G海洋センター、浜田市室内プールの管理運営については、指定管理者制度において培ったノウハウを最大限発揮しながら、安全確保に取り組みつつ、浜田市のスポーツ振興を支える中核的施設として、スポーツ活動の企画や運営に対する相談・助言・企画サポート等、充実したサービス提供に努めます。

(イ) アウトリーチ事業

「座して待つ施設」から、積極的に地域、学校、公民館等へ出かけるアウトリーチ活動にも取り組み、健康講演会、水泳指導などを行い、市民の健康づくりの輪を広げ、施設のPRにも努めます。

(ウ) 連携事業

市内スポーツ関連団体、行政、市内外企業等と連携し、「スポーツによる地域活性化」を目的に、あらゆる提案・協力・協働を惜しまずスポーツ推進、発展に寄与します。 また、元オリンピック選手等と連携し、プール指導者としての資質向上を図ります。

(エ) 地域スポーツ活性化事業

千葉すずスイムクリニック、KITAJIMAQUATICS (キタジマアクアティクス)と連携し、 水泳教室や水泳キャンプを開催します。

県外の参加者も募り、浜田市の合宿誘致につなげるほか、スポーツ活動の振興に係る施設の空きスペースを活用し、喫茶コーナー、水着等の販売、プールキャットウォークを活用し、ホットヨガ体験教室等を実施します。

また、前期後期の受講生募集の前に無料体験講座を行い、利用者増を図ります。

(オ) 健康体力相談・アウトリーチ事業(介護・糖尿病予防事業)

浜田市民の健康体力の向上を目的に、「全身持久力測定」・「筋力測定」・「栄養相談」 を実施します。その結果について、相談や助言、運動指導教室を開催し介護予防や糖 尿病予防事業へもつなげます。

(カ) スポーツムーブメント醸成事業

障がい者スポーツの普及を目的として、浜田養護学校と連携し水泳教室を実施します。また、体育の日などの祝日は、各施設を無料開放するほか、新体力テストやスポーツ体験教室等を実施します。

(キ) 競技力向上事業、次世代のスポーツ選手の育成

競技力向上事業では、全国大会で活躍ができる選手の育成・強化及び指導者の資質 向上を目的とした「テクニカルサポート事業」により競技力向上を図ります。

具体的には柔道整復師等と連携し、指導者講習会及び実践型ワークショップ等を実施します。

また、アスリートの環境整備を目的とした情報提供等を行なう「アスリートキャリアサポート事業」等を元オリンピック選手等と連携し実施します。

(ク) 情報発信活動事業

定期チラシ「レッツゴーアクアみすみ」など事業団のホームページの充実や、SNS (Twitter、Line、Facebook等)による情報発信等により、アクセシビリティの向上を図ります。

(ケ) 物品販売事業

各施設において自動販売機、水泳用具などの利用者サービス事業を実施します。

【目標値】

区分	2017 年度実績	2024 年度目標値
総利用者数 (アクアみすみ)	68,606 人	70,000 人
総利用者数(浜田市室内プール)	34, 106 人	34,500 人

(5) 浜田市三隅B&G海洋センター

ア 運営方針

- (ア) B&G財団 (ブルーシー・アンド・グリーンランド財団) のテーマである「水の 事故ゼロ」を目標に、利用者が安全で安心して利用できるよう配慮し管理運営を行 います。
- (イ) 千葉すずウォーターセーフティアドバイザーや地域、公民館、学校とも連携し、 親子・家族の絆の推進、青少年の健全育成や海洋性レクリエーションの普及を推進 します。

イ 事業戦略

(ア) 青少年健全育成事業

未来を担う子どもたちのために、自然体験活動と水辺の安全教室を推進し社会貢献 します。

(イ) HAMADAマリン郷育プロジェクト事業(アウトリーチ事業)

浜田市が推進する「HAMADAマリン郷育プロジェクト」を主体的に担い、カヌー出前講座等を実施し、社会教育・学校教育における自然体験活動やキャリア教育を推進します。

(ウ) 地域スポーツ活性化事業(総合型地域スポーツクラブ)

総合型地域スポーツクラブを集約する事務局機能を事業団内(海洋センター)に設置し、「みすみスポーツクラブ」として発展させることを目標に取り組みます。

また、身近で健康づくりを体験できるアウトリーチ事業(出前講座)等にも力を入れます。

(エ) 海洋性レクリエーション活動支援事業

市内スポーツ関連団体、行政、市内外企業等と連携し、「スポーツによる地域活性化」

を目的に、あらゆる提案・協力・協働を惜しまずスポーツ推進、発展に寄与します。

(才) 体験化格差解消事業

児童養護施設やひとり親家庭の子どもたちなど、困難な状況にある子どもたちにも、 様々な活動に取り組んでもらえるよう、体験格差の解消に向けて取り組みを実施しま す。

(カ) 第三の居場所の確保づくり事業

家庭や職場、学校以外に「第三の居場所」となる拠点を海洋センターに設置し、自然体験活動を行う海洋センターを活用し、子どもから高齢者までの地域のつながりを生み出し、孤立することがない仕組みづくりに取り組みます。

(キ) 情報発信活動事業

事業団のホームページの充実や、SNS (Twitter、Line、Facebook 等) による情報 発信等により、アクセシビリティの向上を図ります。

【目標值】

区分	2017 年度実績	2024 年度目標値
総利用者数	8,479 人	8,500 人

8 重点取組み項目(具体的な取組み事項)

(1) 組織体制と人材育成

組織体制については、事業団の設立目的を達成するために事業計画進捗状況を確認しながら人員等の見直しを行います。また、将来にわたっての職員の年齢構成等を考慮しながら採用、配置を行います。

人材育成については、正職員、嘱託職員等を含め、接遇や文化芸術及びスポーツに関する専門的な研修、会計管理などの事務研修等の業務研修のほか、場合によっては派遣研修や一般的な教養研修などの幅広い研修を対象とし、職員の資質向上に努めます。

また、職場環境の充実にも力を入れ、優秀な人材については適正な評価を行い、やりがいにつながる職場環境の整備を進めます。

各施設の特殊性から、特に技術職など専門職の確保には特に配慮します。

(2) 施設設備の管理運営

管理を受託するすべての施設の老朽化による更新、修繕は喫緊の課題となっている現状の中、今日まで培ってきた管理運営の専門知識やノウハウを活用し、高い水準で施設設備の管理運営を行うとともに、問題点の把握に努め、浜田市と連携を密にし、施設設備の「安全・安心の確保」、「市民サービスの向上」に努めます。

また、施設の老朽化及び利用者の多様化するニーズに合わせた改修・修繕が効果的に実施されるよう、積極的に協力していきます。

(3) 組織のスリム化の取組

施設ごとに、館長、施設長を配している現状です。その内容を十分精査しながら、館長、施設長の兼務等を検討し、効率的な事業連携及び施設運営方策を探っていきます。

(4) 施設共催事業の推進

複数施設で共催し行う事業の可能性を探ります。2つの美術館と文化ホール、また2つのプールやB&G海洋センターなど共催することで参加人数の増や参加者層の拡大、広報費用の節減などの相乗効果を目指します。

(5) 各施設の相互協力、事業の相互連携の推進

各施設においては、事務量の増加に伴い、1人当たりの負荷も増大していることから、 職員の増員の要望は常に出されている現状にあります。

事業団として、各施設間の職員異動等も解決方策の一つとは考えますが、各施設とも、 その専門性から人事異動も容易でなく、また、限られた財源の中で、職員の補充をすることも容易でない状況にもあります。

このような状況を踏まえ、また、職員のモチベーションの向上や組織としての一体感の 醸成のため、多忙期、または、美術館まつりなど、特別な行事の際における、各施設間で の積極的な相互の協力の助勤体制づくりを検討していきます。

また、各施設それぞれで企画立案し事業対応をしている中、各施設が連携しての事業への取組等についても検討し、相互協力、相互連携の体制づくりに取り組みます。

(6) 施設間の人的連携

事業実施にあたって、施設間相互に職員の人的応援が行える仕組みの構築を検討します。 大規模イベントなど実施の場合、事業の目的が十分にかつ安全に達せられるために必要な人員を、他施設から応援にあたれるようにします。

それぞれの施設の職員の持つ専門的知識や経験、能力を施設横断的に活用します。スポーツ施設の指導員、美術館の学芸員を他施設に派遣し教室やイベントを開催し、事業内容の幅を広げ利用者層の拡大を目指します。

デザインやイラストができる職員を活用し、ホームページの更新や印刷物の内製化など により経費節減を目指します。

(7) インターネット活用による事業の効率化

会計事務においてインターネットのクラウドシステムを活用し、複数施設で複数担当者により作業をすることで効率化を図ります。会計事務所管理のシステムを活用することによりセキュリティ面の安全性や会計処理の正確性の向上を図ります。

(8) 事業団ホームページの開設

事業団の情報を集約し発信するホームページ開設をします。情報発信のポータルサイト (入口) として、既存の各施設ホームページへのリンク、更新情報の掲載、各施設SNS (Twitter、Line、Facebook等) への誘導を行います。

芸術文化に興味のある層に事業団が実施する幅広い事業内容の情報を提供することを目指します。

(9) 広報活動の集約

施設ごとに行っている広報活動の中で集約できるものがないか検証します。

広報物(ポスター・チラシ)の発送先・発送時期が共通するものをまとめて発送することや、事業団全体の情報を発信する広報誌の発行などを検討します。施設ごとに行う場合よりも経費を節減しつつ、効率的で効果的な情報発信の形を検証し実施を目指します。

9 収支計画

収入面においては、質の高い事業を実施するため、また自主的な持続性ある事業団運営を推進するため、事業収入や施設利用収入をはじめ、各種補助金等を積極的に確保します。

支出面においては、事業の選択と検証を徹底するとともに、事業費、施設管理運営費等すべてにおいて適切な支出に努めます。

計画期間中の収支計画は、次のとおりです。

(単位:千円)

ロハ			2018 年度実績	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
	区分		(平成 30 年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)
収入	指定管理料		102, 290	102, 273	111, 826	111, 239	112, 317	114, 453	114, 312
	その他委託料		3, 727	4, 760	500	500	500	500	500
	補助金収入		129, 299	131, 750	147, 696	149, 559	151, 205	152, 871	154, 412
		浜田市補助金	126, 285	125, 896	146, 142	148, 005	149, 651	151, 317	152, 858
		その他補助金	3, 014	5, 854	1, 554	1, 554	1, 554	1, 554	1, 554
	自主事業収入		62, 913	62, 877	61, 738	61, 738	61, 738	61, 738	61, 738
	施設利用料収 入		30, 567	37, 089	33, 611	33, 611	33, 611	33, 611	33, 611
	販売事業収入		1, 960	2, 350	2, 250	2, 250	2, 250	2, 250	2, 250
	雑収入等		2, 181	2, 732	2, 388	2, 388	2, 388	2, 388	2, 388
	机	入計	332, 937	343, 831	360, 009	361, 285	364, 009	367, 811	369, 211
支出	事業費		327, 088	330, 751	344, 938	346, 046	348, 541	352, 115	353, 307
		人件費	116, 117	119, 784	131, 313	133, 886	136, 179	138, 681	140, 937
		その他管理費	128, 862	124, 218	130, 784	129, 316	129, 516	130, 584	129, 516
		自主事業費	81,658	85, 907	81, 991	81, 994	81, 996	82, 000	82,004
		販売事業費	451	842	850	850	850	850	850
	管理費		12, 966	13, 080	15, 071	15, 239	15, 468	15, 696	15, 904
		人件費	9, 916	10, 104	11, 906	12, 074	12, 303	12, 531	12, 739
		その他管理費	3,050	2, 976	3, 165	3, 165	3, 165	3, 165	3, 165
	支	出計	340, 054	343, 831	360, 009	361, 285	364, 009	367, 811	369, 211
	収支差額	į	△ 7,117	0	0	0	0	0	0

10 計画の推進に向けて

事業計画に掲げる目標値の達成度を中心に、中期経営計画の進歩状況を毎年度把握し、理事 会、評議員会に計画進行状況を公表します。計画期間中に、新たな環境変化や課題が生じた場 合や、目標値の新設、改変を行う必要が生じた場合は、適宜計画を見直すこととします。

成果目標の達成状況を把握し、結果の如何にかかわらず、その理由を究明し、目標達成に向 けた取組に反映することとします。

計画の推進・進捗管理体制

世界こども美術館

- 創作活動事業
- ・現代美術を中心とした展 覧会事業

石央文化ホール

- ・市民創作ミュージカル
- ・石央文化ホール合唱団"響"、 浜田少年少女合唱団
- 石央シネマクラブ
- ・市民ボランティアの会

石正美術館

- ・ 碧い石見の芸術祭
- サポーターの会
- · 小中学校美術教育



評議員会

理事会

各館長•担当課長係長会議 (月1回の定例会)

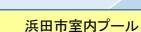




- ・千葉すずイベントアドバイザー
- ・元オリンピック選手の水泳指導
- ·介護予防、健康増進事業

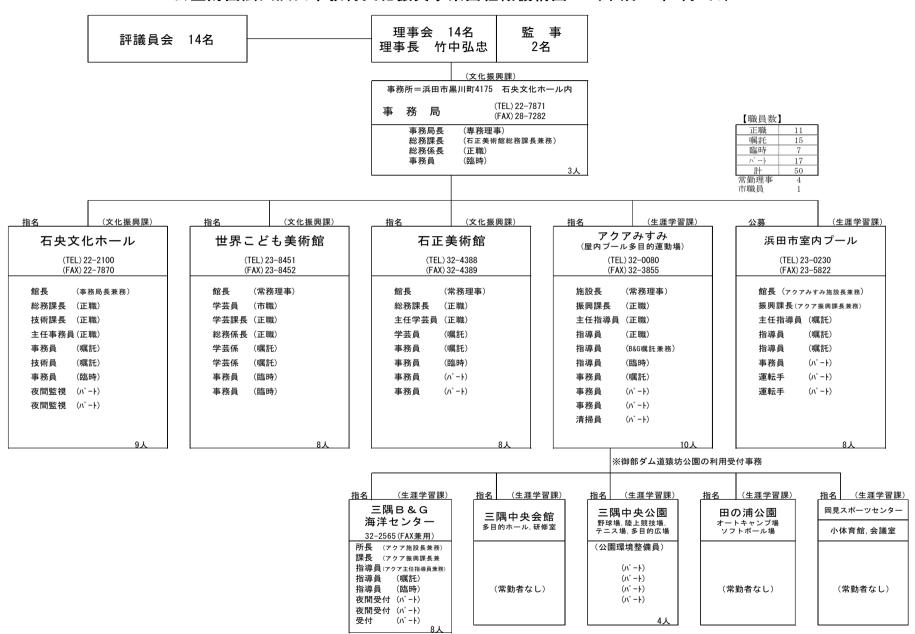
浜田市三隅B&G海洋センター

- ・HAMADA マリン郷育プロジェクト
- · 青少年健全育成事業
- ・水辺の安全教室
- ・総合型地域スポーツクラブ
- ・千葉すずウォーターセーフティ アドバイザー
- トップアスリート事業



- ・スイミングスクール
- · 福井誠記念大会
- ・スイムクリニック
- ・ ヨガ教室等

公益財団法人浜田市教育文化振興事業団組織機構図 (平成31年4月1日)



令和元年 9 月 10 日総務文教委員会資料教育委員会文化振興課

浜田城資料館の開館日及び開館式について

浜田城資料館の開館日及び開館式の日程につきましては、次のとおりとしましたので、お知らせします。なお、現在、実施している改修工事は9月中に完了する予定となっております。

- 2 開館式の日時 同日 午前 10 時~午前 10 時 30 分 (開館式の日時は予定であり、後日、正式に決定します。)

※浜田城資料館の展示イメージ図



令和元年 9 月 10 日 総務文教委員会資料 教育委員会文化振興課

令和元年9月9日

浜田市長 久保田 章 市 様

(仮称) 浜田歴史資料館検討会の検討結果報告について

(仮称)浜田歴史資料館検討会会長 西藤真 一

本検討会では、(仮称)浜田歴史資料館に係る整備の方向性、整備するとした場合の場所、建設費、運営費等について検討を行いました。

本年4月から8月までの5か月間に5回の会議を22人の委員で行い、検討結果をまとめたので、次のとおり報告します。

1 検討結果

(1) 整備の方向性については、大半の委員が「賛同」

(仮称)浜田歴史資料館の整備については、アンケートの回答のあった委員 21 人(会長を除く全委員)のうち、賛成 9人、条件付き賛成 10人、合計 19人で、 大半の委員は、「賛同する」との意見であった。(反対 1人、その他 1人)

- ア 賛成との回答の主な意見は、次のとおりであった。
 - 浜田郷土資料館の老朽化に伴い、建て替えに賛成
 - ・ 先人たちが生命を賭して伝えてきた歴史的資料に触れることは、児童生徒 及び市民の郷土愛を育成するために是非必要である。
 - ・ 貴重な資料を提供された方々への公的なお礼の気持ちを伝えるためにも 必要である。丁寧に保存することが、提供を受けた者の責務である。
 - ・ 過去からの資料を逸失から守り、保管すること、また、それら資料から浜田の歴史を研究し、次世代への教育・発展継承していく観点から、資料館の整備は必要である。
- イ 条件付き賛成との回答の主な意見は、次のとおりであった。
 - ・ 建設費、運営費の圧縮が必要である。
 - ・ 展示イメージ、運営費等の試算が不十分であり、今後の事業展開が見えない。資料館建設は賛成だが、目的、優先順位を含め再度検証し、整備案を決めるべきである。
 - ・ 歴史的な資料を確実に保管する場所は必要であるが、子どもたちの教育環境の整備(学校建設等)が担保されている必要がある。
 - ・ 事業効果の検証を行う必要がある。想定される資料館の利用者と十分に話 し合い、多くの市民に利用されるよう取り組む必要がある。

- ウ 反対との回答の意見は次のとおりであった。
 - ・ 現在、展示されている資料が今後どれほど役に立つか、必要性が感じられない。他に優先すべき事業が多くあり、例えば、観光事業に注力した方がよい。
- エ その他との回答の意見は次のとおりであった。
 - ・ 検討会が判断するには時期尚早である。過去の反対や慎重な意見に関して 市民が納得する回答を出し、総合的に建設が妥当か判断する必要がある。事 業の優先順位や津波浸水の懸念については議論が不十分である。

(2) 整備場所については、A 案と C 案に分かれた。

- ア 1位については、A 案 7人、C 案 7人で同数・最多であった。
- イ 1位と2位を合算すると、最多はC案 16人、次点はA案 11人であった。
- ウ A案、C案が支持された主な理由は、次のとおりであった。
 - 【A 案】 歴史的景観が残る場所である城山公園や浜田城資料館、日本遺産外 ノ浦との一体的な活用が可能となる。
 - 【C案】 財政的な理由で少ない経費で整備・運営でき、世界こども美術館との一体的な活用が可能となる。津波浸水等の心配がなく、貴重な資料の保管場所として最適である。
- (3) 建設費、運営費については、「できるだけ圧縮すべき」の意見が多かった。

2 会長意見

以上の報告で示すように、(仮称)浜田歴史資料館の整備についてはおおむね理解 されていることから、整備を推進すべきだと考えます。そして、今後はより具体的 な整備方針、ならびに展示内容・方法について検討を進めるべきだと結論できます。

ただし、その際、持続可能性が高く市民に愛される資料館とはどのような施設なのかという視点は忘れるべきではありません。市行政の円滑な運営を維持し、当施設の整備によって地域にどのような効果があるのか、またその貢献度はどうなのか、多角的に検証し、市民の賛同を得続けることが何よりも重要だからです。

そのため、以下二点について要望します。

- 第一 整備の必要性と効果、さらには市の行財政運営等の実態について、市に おいて丁寧に説明をすること。
- 第二 施設を整備した後も、市民や利用者に満足・納得のいく質の高い運営が なされているかどうか、外部識者による継続的なモニタリングの体制を構 築し、その結果を公開すること。

以上により、市民にとって愛される資料館として整備・運営されることを期待します。

(仮称) 浜田歴史資料館検討会の概要

1-1 会議設置要綱

(仮称)浜田歴史資料館検討会設置要綱

(目的及び設置)

- 第1条 (仮称)浜田歴史資料館(以下「歴史資料館」という。)整備に 係る基本方針の検討に関し、整備の方向性、整備するとした場合の 場所、建設費、運営費等について、広く関係者の意見を聴くため、 (仮称)浜田歴史資料館検討会(以下「検討会」という。)を置く。 (所掌事務)
- 第2条 検討会の所掌事務は、次に掲げる事項を検討する。
 - (1) 歴史資料館の整備に関すること。
 - (2) その他市長が必要と認める事項 (構成等)
- 第3条 検討会は、24人以内の委員で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。
 - (1) 識見者
 - (2) 各種団体から推薦された者
 - (3) その他市長が特に必要と認める者 (任期)
- 第4条 委員の任期は、歴史資料館整備に係る基本方針の検討に要す る間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 検討会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれ を定める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 検討会の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席 させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が検討会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成20年浜田市条例第37号)別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第3条及び第4条第1項の規定、実費弁償にあっては同条例第5条の規定の例による。

(庶務)

- 第8条 検討会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。 (その他)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年4月17日から施行する。

1-2 (仮称) 浜田歴史資料館検討会 委員名簿

◎ 会長、○副会長

No.	所属	職名	氏名	選出区分
1	島根県立大学	准教授	◎西藤 真一	識見者
2	島根県立大学	准教授	〇豊田 知世	識見者
3	浜田市文化協会	会 長	田中耕太郎	団体推薦
4	石見郷土研究懇話会	会 長	岩町 功	団体推薦
5	浜田市浜田郷土資料館友の会	会 長	西川 正毅	団体推薦
6	浜田市社会教育委員の会	会 長	富金原 完	団体推薦
7	浜田市教育研究会社会科部会	部長	樋野 淳巳	団体推薦
8	浜田市 PTA 連合会	会 長	佐々木洋平	団体推薦
9	浜田市 PTA 連合会母親委員会	委員長	坂井志穂美	団体推薦
10	浜田商工会議所	副会頭	福濱 秀利	団体推薦
11	石央商工会	会 長	槇岡 正明	団体推薦
12	浜田商工会議所青年部	会 長	金田 康平	団体推薦
13	石央商工会青年部	部長	久保田 総	団体推薦
14	浜田市観光協会	代表理事	岩谷百合雄	団体推薦
15	浜田青年会議所	副理事長	森脇翼	団体推薦
16	浜田女性ネットワーク	会 員	鎌原ヤシヱ	団体推薦
17	浜田市高齢者クラブ連合会	会 長	新田 勝己	団体推薦
18	浜田自治区地域協議会	会 長	村井栄美子	団体推薦
19	金城自治区地域協議会	委員	岡本 朋博	団体推薦
20	旭自治区地域協議会	委員	岩田 直久	団体推薦
21	弥栄自治区地域協議会	副会長	岡本薫	団体推薦
22	三隅自治区地域協議会	委員	大山 祐司	団体推薦

※ 浜田市文化協会選出委員:第1回開催時は山崎晃前会長

1-3 会議開催状況

	日時	平成 31 年 4 月 17 日(水)午後 6 時 30 分~午後 8 時
		(1) (仮称)浜田歴史資料館検討会設置要綱について
		(2) 会長及び副会長の選出
第1回	次第	(3) (仮称)浜田歴史資料館整備事業について
	V 37	ア 経過説明と現状について
		イ 検討事項と今後のスケジュールについて
		[出席委員 19人]
	日時	令和元年 5 月 21 日(火)午後 6 時 30 分~午後 8 時
		(1) (仮称)浜田歴史資料館の整備案について
第 2 回	次第	(2) 中期財政計画及び見通しについて
	D(3/1	(3) 公共施設再配置の取組について
		[出席委員 17人]
	日時	令和元年 6 月 18 日 (火)午後 5 時 30 分~午後 8 時 30 分
	次第	(1) 現地視察
第3回		(2) 前回の質問事項の回答
		(3) (仮称)浜田歴史資料館について
		[出席委員 20人]
	日時	令和元年7月22日(月)午後6時30分~午後8時15分
		(1) 前回の質問事項の回答(現地視察に関するものを含
		to.)
**** · · · ·		ア (仮称)浜田歴史資料館の展示イメージについて
第4回	次第	イ 世界こども美術館(C案)における改修・増設案に
		ついて
		ウ 市内 2 美術館の概要について
		(2) 資料館建設について(各委員から発言)
		[出席委員 16人]
	日時	令和元年 8 月 22 日(木)午後 6 時 30 分~午後 7 時 50 分
第 5 回	VII EALL	(1) アンケート結果について(2)
	次第	(2) (仮称)浜田歴史資料館検討会検討の経過について
		[出席委員 16人]

会議提出資料(抜粋)

2-1 これまでの経緯

(1) 「博物館」構想

平成 12 年から「博物館」構想に関する検討事案があったが、財政上の問題等から実施できず、長年の懸案であった。

平成 12 年 (仮称)浜田総合博物館基本構想

平成14年 (仮称)浜田総合博物館基本計画

平成21年 中央図書館整備との併設検討

(2) 既存資料館の現状

各自治区に点在する資料館は老朽化が進んでいる。

施設名	延床面積	建築年	築年数 (平成31年現在)	管理方法
浜田郷土資料館	480 m²	昭和 35 年	60年	指定管理
金城民俗資料館	269 m²	昭和 48 年	47 年	指定管理
金城歴史民俗資料館	175 m²	昭和 48 年土蔵改装		
旭歴史民俗資料館	388 m²	昭和 56 年	39 年	直営
弥栄郷土資料展示室	174 m²	昭和 14 年築を改装	15 年	直営
		平成 17 年現在地開設		
三隅歴史民俗資料館	406 m²	昭和 54 年	41 年	直営

(3) 浜田城周辺整備検討会

開府 400 年事業の一環として、平成 27 年 11 月から検討を開始し、平成 29 年 3 月までに全 10 回を開催した。 (仮称)浜田歴史資料館整備基本方針 (案)の取りまとめに際し、次のとおり検討会としての意見をまとめた。

検討会としては、資料館整備を進めたいという総意を持った。資料館整備 後は、市民への説明責任を果たすため、その効果の検証を行う必要がある。 その点で、財政的負担をできる限り抑制しなければならない。

このプロジェクトが市民に受け入れられるために、<u>教育委員会、学校としっかりと連携</u>してほしい。<u>子どもたちがメインで活用する教育施設</u>であり、収益施設ではないので、そのことに関して、その重みを市でしっかりと考えなければならない。

2-2 (仮称)浜田歴史資料館整備の目的

- (1) 浜田の歴史文化の保存と継承
- (2) ふるさと郷育の拠点
- (3) 市民や観光客の交流拠点

【参考1】既存の資料館の設置目的 (各資料館条例共通 抜粋)

郷土の歴史、民俗、考古等に関する資料を収集し、保存し、及び展示し、市民の文化向上に資する

【参考2】(仮称)浜田市総合博物館基本構想から

『地域の歴史・文化の継承拠点

市民の生活に活かされ、生涯学習に寄与する施設』

- ・市民一人ひとりが参加できる文化活動の拠点施設
- ・知的好奇心を育てる生涯学習推進施設
- ・「研究」「保存」「教育」という基本的要素が展示や教育普及、生涯学習活動 に反映されるイキイキとしている博物館

2-3 想定される利用方法

(1)浜田の歴史文化の保存と継承

保存・展示	・資料を収集、整理し、適切な環境で保存する。
休仔 版小	・資料を展示し、浜田の歴史文化を理解してもらう。
継承	・資料を維持管理し、継承する。
	・資料を調査、研究し、その成果を継承する。

(2)ふるさと郷育の拠点

			-
学校 育	小学校	社会科	・昔の道具調べや生活の移り変わりを学習する。
			・浜田と日本の歴史を関連付けて学習する。
		理科	・大地のつくりを石見畳ヶ浦の化石から学習する。
			・日本唯一の岩石である黄長石霞石玄武岩を学習する。
		総合的	・学校周辺の歴史や偉人、石見神楽等の身近な歴史文化を
		な学習	学習する。
	中	社会科	・浜田と日本の歴史を小学校より掘り下げて学習する。
	学	理科	・浜田地震等により災害や大地変動を学習する。
教育		総合的	・市全体の視点から歴史や伝統文化等について、生徒が考
	校	な学習	えながら取り組む学習を行う。
	>	※ 小・中	学校と資料館の移動はスクールバスを使用
	高 校		・文化関係の部活動に活用する。
	同 仪		・授業へ資料を提供し、生徒の関心を高める。
	大学等		・ゼミやレポート作成に活用する。
			・県外出身の学生に浜田の歴史文化への関心を高める。
	公民館		・浜田の歴史文化を紹介することで、地域への理解と愛着
生涯			を持ってもらう。
学習	各種団体		・団体の希望するテーマに沿って、資料等を紹介し、浜田
			の歴史文化を理解してもらう。
	個 人		・個人の希望に沿って情報を提供し、学習を支援する。

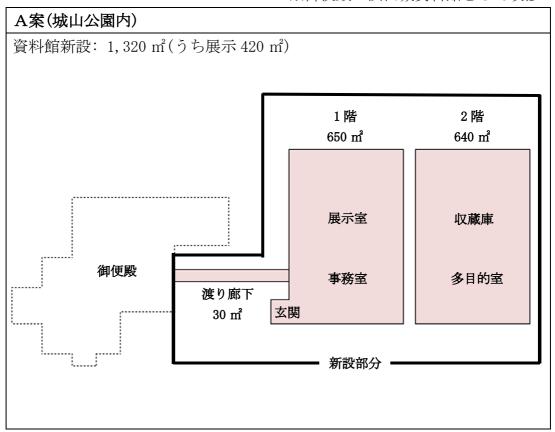
(3)市民や観光客の交流拠点

市民	交流の場	・市民同士が研究発表や議論ができる場とする。・交流イベント等を開催する。
観光客	情報提供	・展示等により、浜田の歴史文化を知ってもらう。
		・史跡や関係施設、観光地等の情報を提供する。

2-4 3つの案 (A~C案)の詳細について

A案:城山公園内(御便殿周辺)に整備

※御便殿:浜田城資料館として改修

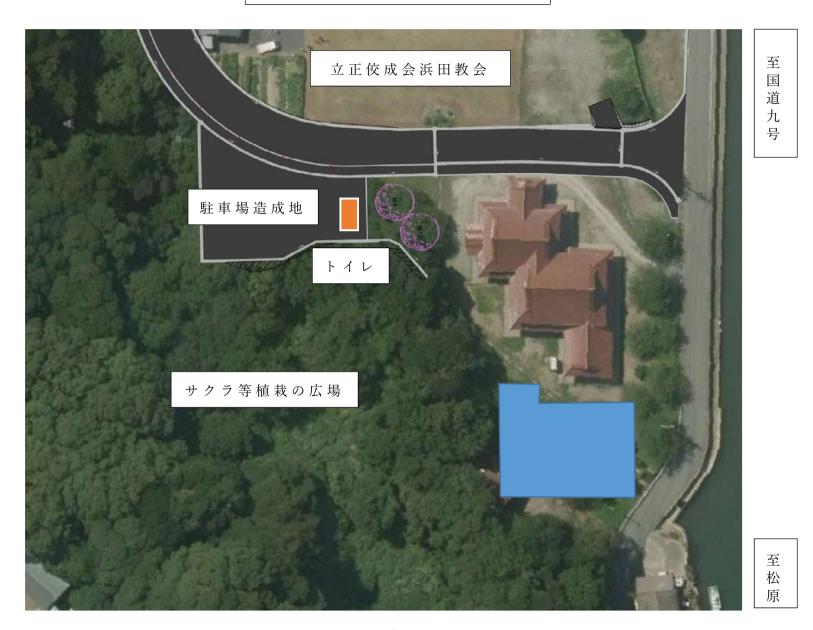


	^ <i>l</i> +	面積 (単位: ㎡)	概要
	全体	1, 320	概要
	展示室	420	常設展示室、企画展示室
	収蔵庫	300	収蔵庫(古文書・歴史)、特別収蔵庫
用	事務室	30	職員7人
途	玄関等	80	玄関、エントランス
	トイレ	50	男性、女性、多目的
	その他	440	機械室、荷解室、廊下、階段、渡り廊下

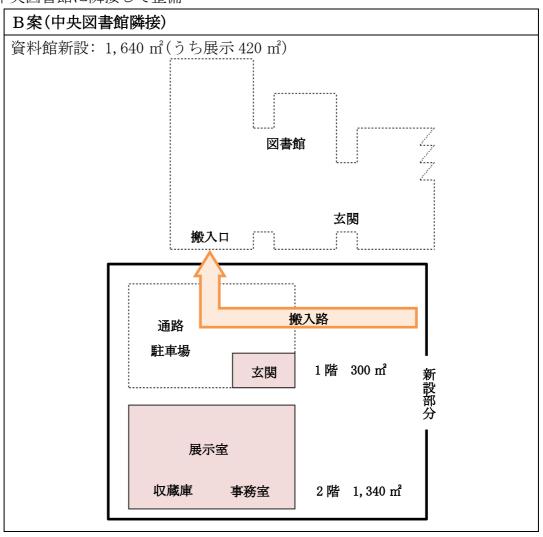
この案の特徴

- ・浜田城資料館との一体的活用を図ることができる。
- ・城山公園内であることから、自然や歴史的環境に恵まれている。
- ※ 御便殿付近の津波による最大の浸水の深さは 30cm 未満(出典:浜田市津波ハザードマップ)であることから、展示物への影響はないものと思われる。

A 案: 城山公園内御便殿周辺



B案:中央図書館に隣接して整備



	^ <i>H</i>	面積 (単位: m²)	畑 亜
	全 体	1,640	概 要
	展示室	420	常設展示室、企画展示室
	収蔵庫	300	収蔵庫(古文書・歴史)、特別収蔵庫
用	事務室	30	職員6人
途	玄関等	300	玄関、1階・2階エントランス
	トイレ	50	男性、女性、多目的
	その他	540	機械室、荷解室、廊下、階段、EV

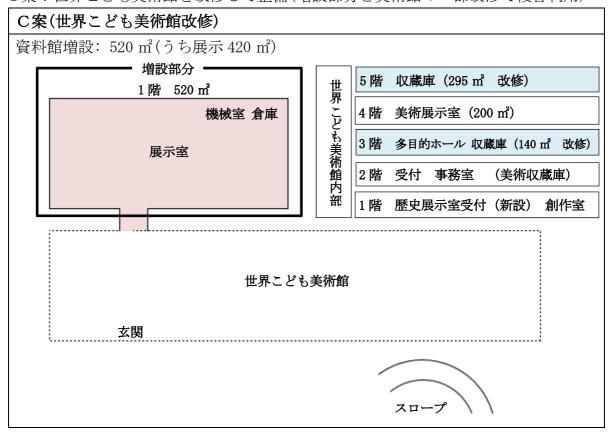
この案の特徴

- ・物資搬入路及び駐車場を確保するために1階を下駄履き形式の2階建とする。
- ・ 構造上、玄関、エントランス、廊下等の面積が広くなる。
- ・ 図書館と隣接することで、相互活用を図ることができる。

B案:中央図書館隣接



C案:世界こども美術館を改修して整備(増設部分と美術館の一部改修で複合利用)

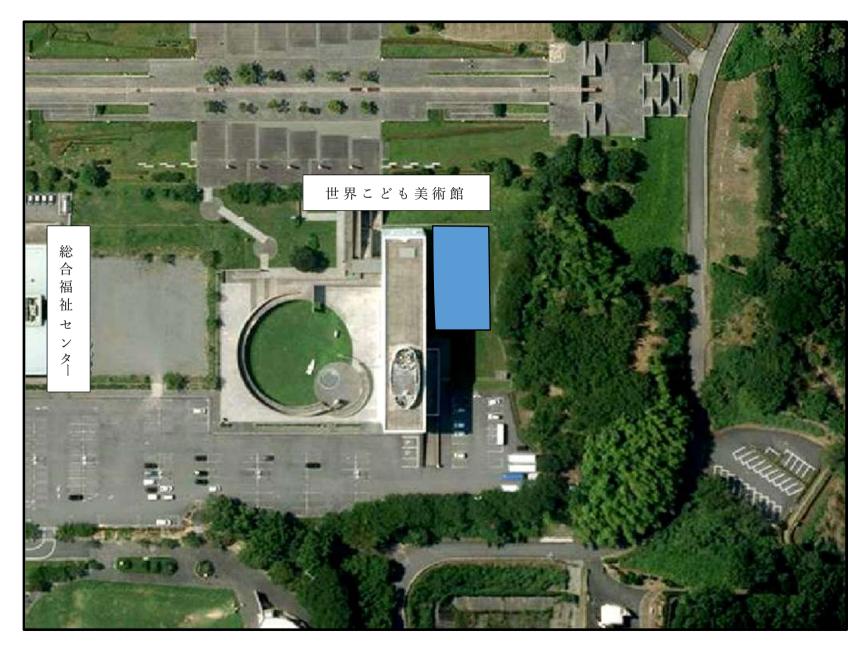


	^ <i>t</i> +	面積 (単位: ㎡)	HIT THE
	全体	増設:520	概 要
		+美術館改修:566	
	展示室	420	増設 別に美術展示室 200 ㎡
	収蔵庫	0	既存展示室を改修 430 ㎡
用	事務室	0	美術館と共用 職員3人
途	トイレ	0	美術館と共用
	玄関等	0	美術館と共用
	その他	100	増設 機械室、倉庫

この案の特徴

- ・美術館1階の海側に歴史展示室を増設
- ・博物館系の類似施設として一体的な施設とすることができる。
- ・施設の複合化により事務室やトイレ、玄関等を共用できる。
- ※ (仮称) 浜田歴史資料館と世界こども美術館の複合化における考え方 複合化した場合には、新たな展示室及び収蔵庫の確保が必要となる が、美術館の構造上、展示ケースの設置が困難なため、展示室は別棟 を増設し、収蔵庫は美術館内の改修により確保するもの

C案:世界こども美術館改修



2-5 整備費、運営費の財源と実質負担

(1)整備費 単位:百万円

	事業費①			国の補助②	実質負担①-②
		建物	展示	(過疎債)	关貝貝担①一②
A案	1, 228	882	346	718	510
B案	1, 471	1, 125	346	889	582
C案	875	529	346	471	404

※「国の補助②(過疎債)」: 事業費のうちの対象経費の7割が国の補助

(2) 運営費 単位:百万円

	支出額①	収入額 ②	運営費 ③(①-②)	既存施設運 営費減額分 ④	国の補助 ⑤	実質負担 ③-④-⑤
A案	67	3	64	10	0	54
B案	68	3	65	10	0	55
C案	34	3	31	20	0	11

^{※「}既存施設運営費減額分④」: A・B 案の 10 百万円は郷土資料館等の削減可能額。C 案の 20 百万円は郷土資料館等削減可能額 10 百万円+こども美術館 10 百万円の削減可能額

2-6 その他の既存施設利用について

提案した3つの案のほか、次の5つの既存施設について検討したが、いずれも歴史資料 館として利用困難である。

	既存施設	延床面積	利用状況	アクセス
1	旧浜田警察署 (殿 町)	3, 448 m ²	市役所北分庁舎 ×	0
2	しまねお魚センター (原井町)	2, 116 m²	水産拠点として 整備を計画 ×	0
3	勤労青少年ホーム (殿 町)	850 m² ×	やまびこ学級 建物の老朽化が著しい ×	0
4	旧佐野小学校 (佐野町)	1,804 m²	1 階は公民館 2 階は民間企業 ×	Δ
5	旧和田小学校 (旭 町)	2, 096 m²	1 階及び 2 階の一部は 公民館 ×	Δ

※ 延床面積:展示室、収蔵庫、事務室等必要最小限の面積(約1,000 m²)の確保の可否

利用状況:歴史資料館としての利用の可否

アクセス: JR 浜田駅からの公共交通機関の利便性等

2-7 入館者見込と収入見込

(1)入館者見込 (開館して約3年後の、入館者が平準化した時点を想定) 単位:人

	整備箇所	有料 入館者①	有料 入館者②	小 計 ①+②	授業による 児童・生徒 の利用	総計③
A案	城 山 公園 内御便殿周辺	8, 550	_	8, 550	800	9, 350
B案	中央図書館 隣接地	8, 550	1, 500	10, 050	800	10, 850
C案	こども美術館 を一部改修し 建物海側に増 設	8, 550	2, 100	10, 650	800	11, 450

※有料入館者① : 歴史資料館建設により見込まれる人数 ※有料入館者② : 隣接する施設などから見込まれる人数

※ 総 計 ③ : 「子供の日」などの無料による入館者や割引入館者は、推計困

難なため含んでいない。

※別添「入館者見込について」を参照

(2) 収入見込

	平均入館料(円)	有料入館見込人数(人)	金額(千円)
A案	300	8, 550	2, 565
B案	300	10, 050	3, 015
C案	300	10, 650	3, 195

※ 平均入館料: 県内博物館等の入館料を参考に、入館者数、各種割引制度等を勘案 し、300円を平均入館料とした。

(参考)県内博物館等における入館料状況

	常設展(円)	企画展(円)
一般	100~510	300~600
高校・学生	60~300	0~300
小学生・中学生	0~250	0~250

※ 有料入館見込人数:上記(1)入館者見込の総計から、「授業による 児童・生徒の利用」(無料入館)を除いた見込人数 (別添)

_ 入館者見込について_

1 提案した3つの案の入館者見込推計

	推計方法	見込者数
	平成 28 年当初計画での利用者推計を使用	
A案	(有料入館者①)	
(城山公園内御	(『浜田城周辺整備基本方針((仮称) 浜田歴史神楽資料館	約8,550人
便殿周辺)	整備)(案)』※裏面を参照。このうち、小・中学校による	
	利用 450 人を除いた推計)	
	A案の利用者推計による。(有料入館者①)	約8,550人
	中央図書館利用者による歴史資料館利用者	
B案	(有料入館者②)	
(中央図書館隣	(年間一人当たり貸出冊数 5.2 冊)	<u>%</u> 1 500 Å
接地)	社会関係貸出冊数 2,660 冊÷5.2 冊≒ 512 人	約1,500人
	人文関係貸出冊数 5,602 冊÷5.2 冊≒1,077 人	
	512 人(社会関係)+1,077 人(人文関係)=1,589 人	
	A案の利用者推計による。(有料入館者①)	約8,550人
C案	こども美術館の展覧会観覧者による歴史資料館利用者	
(こども美術館	(有料入館者②)	
を一部改修し建物海側に増	(H30 年度) 展覧会観覧者数 31,167 人	約2,100人
一	うち有料観覧者の割合・・58%	
BA/	郷土系展覧会 3,700 人×58%≒2,100 人	

- 2 小・中学校による児童・生徒利用数
 - (1)小・中学校の授業と総合的な学習から2学年を対象とする。
 - (2) 現在の児童・生徒数は1学年の人数約400人とする。
 - ・2 学年×400 人=800 人

計 約800人 (学校確認済み)

2-8 展示イメージ

遺跡から出土した土器や石器をはじめ、石見国分寺の瓦等から、浜田が石見の 中心地であったことを紹介

歴 史

先史・古代 (旧石器~平安

中世

(鎌倉~室町

近 世

(江 戸

近現代

(明治~平成







石見国分寺の瓦

誕生仏

中世の遺跡から出土した輸入陶磁器や木製品から生活の様子を紹介したり、 輸出された長浜刀等から朝鮮貿易等を紹介









古市遺跡出土の輸 入陶磁器や土器

浜田・津和野藩や城下町、村の生活等について古文書や絵図等から紹介する ほか、幕末の石州口の戦いについても甲冑等により紹介







松平右近将監家 の家紋入り重箱

浜田県や歩兵第21連隊について、関係する古文書や古写真、絵図等から紹介。 また、港や町の変遷、生活の移り変わり等についても紹介





浜田県庁の棟札

江戸の民具

紙漉きやたたら製鉄、長浜人形に関する用具から地場産業の 様子を紹介

俗

民



明治・大正の民具 農業や漁業、山林業に関する用具や石見神楽、田囃子等の 習俗から生活の様子を紹介



昭和の民具

生活用品や古写真等から生活が大きく移り変わっていく様子 を紹介



古代の偉人

石見国府の国司となった万葉歌人の柿本人麻呂を紹介

偉 人



中世の偉人

三隅氏、福屋氏、周布氏、永安氏といった領主の紹介や鎌倉 時代の浄土宗を布教した僧侶等を紹介







三隅兼連

江戸の偉人

政治や地域に尽くした偉人等を紹介(下記の偉人は事例とし て表示)







岡本甚左衛門

岸静江

松平武聡

明治以降の偉人

政治、経済、文化等の各分野で多くの偉人が活躍している ことを紹介(下記の偉人は事例として表示)





佐々田懋

島村抱月

2-9 支所における展示計画

各資料館の地元郷土資料をより多くの人が観覧できる機会を提供する ため、支所の空きスペースを活用し、収蔵資料の一部を展示する。

ア 令和元年度

支所名	展示場所・延床面積	展示資料
三隅	1階 右側フロア	・漁具などの民具
	現 産業建設課 約 54 ㎡	
弥栄	弥栄会館	・考古資料(土器・陶磁器)
	元喫茶室 52.3 m²	・山村生活の民具

イ 令和2年度

支所名	展示場所・延床面積	展示資料
金城	1階 左側フロア	・岡本甚左衛門関係古文書
	現 市民福祉課 21.3 m ²	・山村生活の民具
旭	2階 左側	・考古資料(土器・瓦・土師器・
	元ミーティングルーム 30 ㎡	陶磁器)
		・古文書(本陣立札・村誌類)
		・産業(鉄滓・石見焼・瓦)
		·偉人(佐々田懋 服部之聡
		湯浅啓温 野田管麿)

2-10 市内2美術館の概要

※ 6 月議会において議員から(仮称)浜田歴史資料館検討会に情報提供しておくべきものとの意見があったことから提供するもの

	1	T
名称	世界こども美術館創作活動館	石正美術館
設置時期	平成8年11月	平成 13 年 4 月
目的	子どもの美術鑑賞及び創造力の育成	
	を図り、海外の子どもたちとの文化交	市民の美術その他の芸術文化に関する
	流を推進するとともに、美術に関する	知識及び教養の向上を図り、地域文化
	市民の知識及び文化の振興に寄与す	の振興に寄与する。
	る。	
事業内容	・展覧会事業	・展覧会事業
	・創作活動・教育普及活動事業	・創作活動・芸術文化普及活動事業
	(ミュージアムスクール、創作活動等)	(石本正絵画教室、日本画教室等)
	・美術品及びその他美術に関する各種	・美術品及びその他美術に関する各種
	資料の収集、保管ほかほか	資料の収集・保管 ほか
投資額	約 19 億円	約7億円
利用者数		
平成 28 年度	47,703 人	14,914 人
うち有料入館者数	27, 542 人	3,803 人
平成 29 年度	47, 582 人	12, 170 人
うち有料入館者数	27,076 人	3, 422 人
平成 30 年度	50, 173 人	11, 177 人
うち有料入館者数	30,623 人	2,628 人
職員数	7人	8人
正規職員	2 人	2人
非常勤嘱託職員		1人
嘱託職員	3 人	2人
臨時職員	2 人	1人
パート職員		2 人
運営費(H30 実績)	7,427 万円	4,577 万円
浜田市の負担額	5,970 万円	4,208 万円

令和元年 9 月 1 0 日 総務文教委員会資料 教育委員会学校教育課

(1) スキー事故に係る対応状況について

【令和元年6月27日開催総務文教委員会以降の教育委員会の対応について】 ① 陳情の回答については、検討中。

(浜田市教育委員会あての意見書では、第三者委員会の設置については、浜田市教育委員会には求められていない。第三者委員会の設置については、島根県教育委員会へ陳情したので、ご理解くださいという内容。)

<保護者からの陳情(4項目)>

- 1 事故発生の要因と責任
- 2 山陰中央新報の6/20の新聞報道の信憑性
- 3 教育委員会の事故後の対応
- 4 浜田市議会へのご提案
- ② スキー事故当該生徒・保護者からの捜査依頼を受けた広島県山県警察 署から、浜田市教育委員会に対して捜査協力依頼あり。(7/2)
 - ・30項目以上の関連書類の提出。
 - ・生徒への聞き取り調査の日程調整。
 - ・山県警察署からの問い合わせに、随時対応。
 - ※具体的な内容に関しては、捜査中のため公開できません。
- ③ 島根県教育委員会との連携及び情報交換。

令和元年 9 月 1 0 日総務文教委員会資料教育委員会学校教育課

(2) 中学校部活動の外部指導員の現状と方向性について

【令和元年度の配置状況】

- ○「地域指導者」については、平成 29 年度までは、県が任用 (10/10 負担)していたが、平成 30 年度から市が任用(県、市:2/3、1/3)で対応している。
- ○令和元年度の配置状況は、運動部で 5 校、8 名、文化部で 4 校、9 名を配置 している。
- ○内訳としては、運動部は、柔道、ソフトテニス、野球、陸上、体操で配置、 文化部は、総合文化(絵、茶道)、音楽、吹奏楽で配置している
- ○現在、浜田市では、「部活動指導員」は任用していない。 その理由として、「部活動指導員」は、「地域指導者」と違い、顧問と同じ 程度の責任も伴うため、中学校と協議を行っていく必要がある。さらに、 人材と予算の確保ができないと配置ができないためである。

【今後の方針】

- ○「地域指導者」については、今後も増えていく傾向にあるため、人材及び 予算の確保に努めていく必要がある。
- ○「部活動指導員」については、他市の配置状況も参考にしながら、今後、 導入について検討していく課題であると認識している。

【参考】

部活動の外部指導者には、「部活動指導員」と「地域指導者」がある。

- ・「部活動指導員」は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、大会や練習試合等への引率をすることができる。また、担当教員等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等について情報交換を行う等の連携を十分に図る。
- ・「地域指導者」は、部活動の指導において、顧問教員が行う指導に協力し、 生徒に対して実技指導を行うとともに、顧問教員に対して指導方法につい ての助言を行う。

浜田市中学校部活動ガイドライン

2019年3月 浜田市教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨等

(1) 部活動の意義

部活動は、スポーツ、文化に興味・関心のある生徒が参加し、各部顧問の指導の下、学校教育の一環として行われ、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係を構築し、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義は大きい。

(2) 部活動の課題

近年の部活動を取り巻く環境は、少子化による部員数の減少、スポーツ障害、指導者不足、過度の活動による生徒の疲労蓄積、 部活顧問の大幅な超過勤務等の課題がある。

(3) 策定の趣旨

スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「島根県 部活動の在り方に関する指針」に則り、望ましい部活動環境を整え、今後も部活動を持続可能なものにするために、運動部に加え文化部も対象とした「浜田市中学校部活動ガイドライン」を策定する。

2 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の休養日
 - 〇 週当たり 2 日以上の休養日を設ける。週当たり平日は 1 日以上、週休日は1日以上を休養日とする。

ただし、各部活動や学校の実態を考慮し、校長の許可を得て、 次の場合も認める。

毎月第三日曜日「しまね家庭の日」とそれ以外の週休日を毎月1日以上休養日とし、年間100日以上の休養日を設定する。

(2) 長期休業中の休養日

〇 長期休業中の週休日は休養日とする。

ただし、大会、練習試合等を計画する場合は、校長の許可を 得る。 (3) 浜田市共通の部活動休止期間を設ける。

〇 夏季学校閉庁日: 8月11日~8月16日 6日間

〇 冬季学校閉庁日:12月29日~1月 3日 6日間

〇 定期試験前後の部活動休止期間:各学校で設定

ただし、上位大会の出場等、特段の事情がある場合は、校長 の許可を得る。

(4) 活動時間

〇 活動時間は、長くとも平日は2時間程度、休日は3時間程度と する。

ただし、練習試合、大会等、長時間にわたる活動を計画する 場合は、校長の許可を得る。

3 適切な運営のための体制整備

- (1)校長は、「学校の部活動に係る活動方針」(様式1)を策定する。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予 定大会・コンクール等の日程等)(様式 2)及び活動実績 (様式 3)を作成し、校長に提出する。

なお、活動実績 (様式 3) については、教育委員会にも提出 するものとする。

- 前期分(4月~8月)の報告期限 9月末
- ・後期分(9月~3月)の報告期限 4月末
- (3) 校長は、上記(1)(2)の活動方針、活動計画等を保護者に周知し、ホームページへの掲載等により公表する。

4 適切な指導の実施

- (1) 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 生徒それぞれの目標が達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の工夫を行う。
- (3) 大会前の練習、合宿や遠征、練習試合を実施するなど、基準 を超えて活動する場合は、生徒の健康面、安全面に十分配慮す る。

5 その他

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

ただし、平成31年4月1日~平成32年3月31日の期間は試行期間とし、必要に応じてガイドラインを見直すものとする。